### 日本醫史學雜誌

#### 第20巻 第2号

昭和49年4月30日発行

原著	
慶長年間の医家肖像二点の考案小	川 鼎三…(105)
江馬塾における「扶氏経験遺訓」の需要(上)片	
江戸時代における西欧遺伝学の受容と紹介矢	·部 一郎···(125)
「唐律令」および「養老律令」における有疾獄囚の	
待遇について新	<b>ॉ</b> 村 拓…(134)
西説内科撰要について(四)大	
絵巻物に描かれた日本の医療・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	恒口誠太郎…(151)
吉益東洞と賀川玄悦	
一鎮帯・産椅の禁をめぐって一(英文)	(塚 恭男…(198)
寄書	
ポール・ストラディン医学史博物館長ヘルタ・	
ハンセン館長の死を悼んで松	木 明知…(164)
史 料	
浅井家文書(一)竹	
堀内文書の研究(十)片	
例会記事····································	( 184 )
<b>雑······</b>	( 185 )

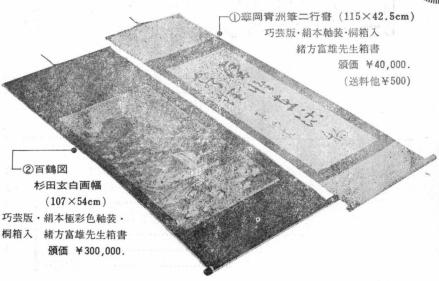
#### 通 巻 第 1396 号

#### 日本医史学会

東京都文京区本郷2-1-1 順天堂大学医学部医史学研究室内 振替口座·東京15250番 電話(813)3111 内線544

#### 金原出版 創業百年記念事業





が 国医学の宝玉を完全復元

わ

弘台

日展評議員 多 多 的 数 犯

龙

好評頒布中!

2 1 上げ部分は手描きによる。は技術の粋を尽し独自の手法により復元、仕は技術の粋を尽し独自の手法により復元、仕げたもので、繊細華麗に描かれている。製作百鶴図は、杉田玄白が六十歳の誕生日に仕上 ことである。 ことである。世界の近代外科の先駆となった「活物窮理」とは生体について研究・探究する 華岡青洲は、 命をかけた信条とした。 「活物窮理」を外科医としての

頒価三〇〇、〇〇〇円

ブロンズ立像(高さ35m がったのがこの像である。 偉大な玄白と、 昇華させようと繰返し追求して、造形芸術として、調和の世界を影 似る、 桐箱入·長谷川義起先生箱書 という二つの構成上の要 世界を彫り上げ

よう、 素を、

**売捌所**/株式会社**金原商店** 製作所/財団法人日本医学文化保存会

第二号 · 昭和四十九年四月 昭和四十九年三月五日受付日本医史学雑誌 · 第二十巻 昭和四十九年三月五日受付

# 慶長年間の医家肖像二点の考案

施薬院全宗と一鷗軒宗虎

小川鼎

### はじめに

絶句がある(図一・二)。 全宗の分はわりあい短い文で初めに「全宗法印写像」とあり、終りに「慶長四年十二月十日」とある、 にみえる。宗虎の右後ろに書見台があり、開いた本がその上に乗る。いずれも上方に賛文ないし賛詩がある(図三・四 服装や持ち物が互いに少しくちがっているが、それは写真で示す。 ので法体の坐像であり、 東京の某氏が蔵する安土桃山時代の名医、施薬院全宗と一鷗軒宗虎の肖像画をみることができた。いずれも絹地着色の 画家はだれか不明だが、 両画とも同一人の作とおもわれる。 全宗のほうは額に皺があり、 それは相当えらい画 痩せぎすで、 その間に次の七言 人であろう。 かなり老齢

第六識似有分別、元不動净穢何隔、四大毒虵既離散、九識心王自然楽

の詩 宗の殁年月日で、彼の享年は七十四歳あるいは六十九歳といわれる。殁年月日がここに書かれているのは供養の意味でこ その第二句の元と隔は読み方が正 (画も?)が書かれたのであろうか。 しい か若干の疑問があり、 第三句の虵は蛇の俗字だという。 慶長四年十二月十日は全



施薬院全宗の肖像画幅 図 1

### 施薬院全宗のこと

く似るが、構図は全く別である。 藤浪剛一の『医家先哲肖像集』(昭和十一年) に載る施薬院全宗の図とこの度のものとを比較すると、 顔貌はかなりよ

紹介する(原漢文)。 全宗の伝はすでに多くの本に書かれているが、ここでは浅田宗伯の著『皇国名医伝』(嘉永四年序、 同五年刻) の分を

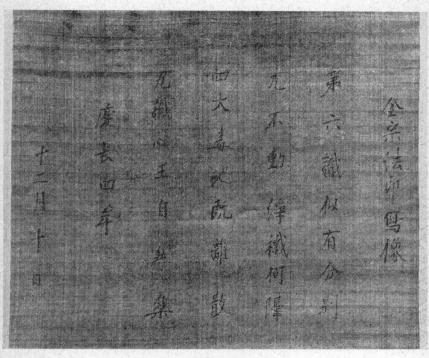


図 2 施薬院全宗像の賛詩

うて之を子とす。慶長四年継いで施薬院使と 中、 に出ず)に育はる。因って医を学ぶ。全宗乞 れた比叡山の復興に施薬院全宗が大いに尽力 て嗣としたとある。また信長によって焼打さ は先だって殁した。そこで全宗は宗伯を養っ ぜられて、聚楽の宴にも列したが、この秀隆 遇をうけて藤原姓を授けられ従四位少将に任 す。」それに続いて全宗の子秀隆も秀吉の恩 廃する久し。此に至りて太閤奏して之を興 勅して施薬院を置き良賤の疾苦を済ふ。 閣に仕えて寵あり、常に左右に侍す。天正 三雲資隆の子、 なす。全宗初め叡山に入り僧となる。後舎去 全宗父子施薬院使たるを以て、因て以て氏と したことはこの伝にないが諸書にみえる。 。皇国名医伝』は続いて「宗伯亦た近江の人、 施薬院全宗は近江の人、丹波康頼の後、 施薬院使に任じ法印に叙す。 医を曲直瀬正慶初代道三に学ぶ。豊臣太 幼にして一鷗宗虎 孝謙帝の時 (伝は前編 後



図 3 鷗軒宗虎の肖像画幅

う」(カッコ内は小川付記)とある。 ず。手に応じて差ゆ。 なり法印に叙す。神祖 たという(藤浪剛一『医家先哲肖像集』第六八ページ)。 特に邑を本国 (家康のこと) (山城か)に賜る。神祖入朝駕して其の家に臨し、衣装を更む。後以て例となすと云 彼の著書『撮要集』 雅と其術を称す。 小山の役召して従ふ。屡々其の剤を服す、公族疾ある毎に治を命 は南条宗鑑の著わしたものを宗伯が増補修正して世に公けにし

右により京都の三雲家が施薬院を代々称した所以、また一鷗軒宗虎と三雲家との関係が察知される。

### 施薬院について

常詩歌的動衆能腹种抄術制類於赐松祭成老孫亦信似藉心養之本 志聞力举暗暗程等居实神人父子不信实沙於中作何子名雖考了任尽万人 七代仍然中七年四次整造大云 不本子安方完發前沙之九之後那自知隨粮又宣传我不管等妻以內 前は東北後位も村住在艾永哲類 慶長三年的華成成直日好意然日

古小山一華司每人都有正替福之時若有以所不都容員或方法有則

我松院後隐京虎然那名強狗之言野火粮又一死的京姓省平青於一

図4 一鷗軒宗虎像の賛文賛詩

たのであろう。 右の浅田宗伯の文で施薬院は奈良時代の孝謙帝のとき(七四九一七五七)にできたとあるが、これは用明天皇のとき五 に聖徳太子が浪華に四天王寺を建て、施薬院など四院を設けて難民に医療救恤を施したという通説を史実とみなか

とに のとはいえない。入院病者数や経費などが年によっては分っており、盛衰はあったが国立の施療病院として百五十年続い 名の施設がおかれ、 下の職員が任命されたが、この施設は藤原氏一門の救済を目的とするものであって、院使は藤原氏の氏長者が任命するこ 府の所管に移ったと考えられるが詳細は不明である。八二五年(天長二)にいたり藤原冬嗣の遺志によって施薬院使司以 たことは明らかである。 戸幕府が一七二二年 そこで試みに現代の歴史家がどう考えているかを調べてみた。史料編纂所の弥永貞三氏が「施薬院」の題下で「病者を なっていた。 し飢者を養う救済施設、 中野操氏の医事大年表で天長二年の項をみると「十一月施薬院使を置き疾病を救療せしむ」 それがどれほど活躍したか不明である。 明治維新までつづいたが形式的なものにすぎなかった」とある(世界大百科、 (享保七)以後小石川薬園内に設けていた養生所は明治維新まで続いたが、 七三〇年(天平二)光明皇后が皇后宮職に属する機関として設けられたのが初見。 のち豊臣秀吉が復興し、また江戸幕府 (養生所) これは単に形式的なも と簡単に載 第一七巻、 や寺院にも同 っている。 一九七二

### 鷗軒宗虎と南条宗鑑

亦た医を善す。豊臣氏辟して医官となす。 鷗軒宗虎について調べる。まず浅田宗伯の 「南条宗鑑は伯耆の人、少にして京師に遊び、又丹波に之き、 撮要集若干巻を著す。 朝に請ひて法眼に叙す」とある。 術遂に世に顕はる。 『皇国名医伝』前編 子無し、従子宗虎を養いて嗣となす。宗虎又一鷗と称 (明治六年版) 名医如意庵に就て学ぶ。 巻之下にある南条宗鑑の伝をみ 後に越前人一桁に

その孫宗伯 富士川游は『日本医学史』(第二三四一五ページ)において「宗鑑が如意庵、一栢等に従ひて医を修めたりと言ふは、 (後の施薬院宗伯か、小川)のことを誤まり伝へたるなり」と浅田宗伯の宗鑑伝に疑問を投じている。

K に遊び、又遍ねく諸家を歴訪し疑義を質して治療精妙の名を得たり。「撮要集」「短要方」「撰集婦人方」等を著わす。 藤井尚久の『本邦 「婦人方」は我国婦人科専門書の嚆矢とす……嗣宗虎(一鷗と号す)亦名あり」とある。 (明治前)著名医略伝』(昭和三十二年)で南条宗鑑は「伯耆の人、一鷗軒と称す。 少壮にして京師 殊

直接に学んだ可能性は少ないとおもう。 と、この宗伯は寛文三年(一六六三)八十八歳で殁というので、生れは一五七六年ごろと推測され、この宗伯が一栢から 朝倉氏に招かれて一乗谷の城下に来たのは天文元年(一五三二)というので、「宗鑑の孫宗伯」 富士川游が宗鑑伝で述べた疑問の一部をここで考慮すると、「越前人一栢」は一乗谷の谷野一栢にちがいない。 が後の施薬院宗伯とする 一
桁
が

## 宗虎肖像の賛文賛詩について

多い あるので、禅僧の永哲が慶長三年(一五九八)九月に書いたことがわかる。賛文は 鷗軒宗虎の肖像画の上方にある文と詩 右端の二行は 「慶長三年竜集戊戌菊月如意珠日」と「前住東福後住南禅惟杏叟永哲題 (図四)は左がわから始まる縦書きのすこぶる達筆で、私には読解し難い所が (その下に捺印二つ)」と

挙、時瞻望咨嗟矣、 そのあと賛詩は 医林郭霧-矣、 瑞松院渓隱宗虎法眼者洛衲之良医也、養父一鷗軒宗鑑翁、平昔就二于東山一華月舟大和尚」、正二医編之舛一、 雖、然治」病則不」本…于古方」、 寔医師之尤也、 法眼自」幼随, 養父, 螢雪孜々、 謂之父子不伝真妙訣乎、縱僧千兌雖、賛」之、何尽…万之乙」哉、 仍綴…四七卑詞」式釐遠大云」とあり、 不」堕;箕裘,、 海内志、医者、 若」靖山除

常諱医編動衆聴、 頤神妙術制頽齢、瑞松繁茂幾孫葉、恰似蘇門慈鳥苓」とある。終りの五字は意味がよく掴めない

とが注目される。 の医業を讃える文と詩であり、 蘇門 は中 国の名山、 慈鳥はカラスで孝行を意味し、 宗虎の養父南条宗鑑が東山 苓は薬草のアマギ (洛東山建仁禅寺)の一 (甘草) 華月舟大和尚に医書を学んだというこ を指すと辞書にある。 鷗軒南条宗虎

### 建仁寺の月舟について

雲集あり」という。 し永正中に京都建仁寺に移る。 朝 高僧 正中は古先元の法嗣であり、古先は元に入って中峰和尚の法を承けた。 伝』によると月舟は建仁寺の禅僧で、寿桂といい、字が月舟、 建仁寺の一華庵はいまの両足院であると谷沢尚一氏に教えられた。 一住二十五年、 晩年一華庵に退居し、天文二年十二月八日寂す、寿欠く。 別号は幻雲、 寿桂は初め越の弘祥、 近江の人である。 著作語録並に幻 善応の二寺に住 中首座の法

六)であり、 で二番目に古い医書刊行)にも月舟の影響が多少ともあったかと推測される。しかしこの難 経 出 版 して明の 月舟は朝倉氏と深い関係にあったので、谷野一栢が一乗谷で朝倉孝景の支援で成しとげた『八十一難経』 宗虎像の賛文により建仁寺の僧月舟の存在が医学史上に浮びでるのである。堺の阿佐井野宗瑞が日本最初の医書出版と 熊均の 月舟はその三年前に殁してい 『医書大全』 の複刻を遂げたとき、月舟大和尚は大永八年 た (一五二八)戊子七月付で跋文を書 は天文五年(一五三 の出版 ている。 〇日本

公、而学剤和法、 者意也、以此心伝此心、 学者であったことがわかる。その中で医事に関係するものは少ないが、「幻雲文集」の「賛雪岑老人所蔵神農像」 た同じ文集には阿佐井野宗瑞の復刻『医書大全』に月舟の書いた跋も載っている。 月舟の著作 「幻雲稿」、「幻雲詩稿」、「月舟和尚語録」、「幻雲文集」は『続群書類従』 定国亦是心宗徒也、授受之密可知焉耳、……」とあり、仏心と医心の合一を説いている如くである。 乃医之秘訣也、故不参心宗、 則医術不可得而伝焉。 雪岑安公老人、 の第三四二巻に載ってい 仏心宗也、 就大医院 上池定国 は 医

### 東福寺の永哲について

『日本時代史』(早稲田大学出版部)の第八巻第四一一ページに秀吉が朝鮮役のため九州にゆくとき東福寺の僧永哲らを伴 なったとある いている。その中で永哲が「太閤の命に応じて海を超え、 英衲という一禅僧の詩文集であるが、その終りに文禄三年甲午春辰の日付で前住東福後住南禅惟杏叟永哲が短い文章を書 蘆稿と題する記録が 文書のことを掌った禅僧の一人であり、文禄の役に際してはまず名護屋の本営にあり、秀吉の命により朝鮮 さて、宗虎像に賛を書いた永哲は東福寺第二一八世で、慶長十八年六月十二日寂といわれる。彼は秀吉の側近に仕えて 『続群書類従』の第三五六巻として収められている。これは従軍して半島の諸地をまわった宿蘆俊岳 ……釜山浦に留滞すること数月」であったことがわかる。 に渡った。宿

屋の本陣まで秀吉に随行した医師はこの人々であったのだろう。 くすし衆として施薬院 『太閤史料集』 幽庵 (坂浄慶)、一鷗(南条宗虎)、大一坊(?)の八人の名がでている(カッコ内は筆者小川の推定である)。名護 (昭和四○年、人物往来社発行)の第一九九一二○五ページに秀吉入唐人数の次第が載り、 (全宗)、竹田法印 (定加)、廬庵 (半井瑞策)、盛法印 (盛方院坂浄珍)、道三法印 (曲直瀬玄朔道

て南条宗虎の門に入り、天正十一年秀吉の侍医になったとある。この年表で宗虎の名がでる唯一の個所である。 中野操氏の医事大年表の天正十五年(一五八七)の項に、この年十月十四日に殁した伊勢の人、片山宗仙が壮年京都に

### 聾盲記より

また足利学校に幻雲寿桂撰述の 乱綴) 江戸初写とある。そして桃源は後述の聾盲記の一月廿七日の条に相国寺の長老なりとある。 「史記抄」が所蔵されると聞いたので、その現行蔵書目録をみると「史記抄」 (桃源抄、

樋口誠太郎氏より『聾盲記……永正医師保房日双記』という坪井九馬三、日下寛校訂の一書を見せられた。 永正十七年

(一五二〇)の日記で、宗鑑 中野氏の大年表一五一九年の項に「和気明重殁、 (施薬院)の子、保房(また聾盲と名づく、この記録の作者なり、その弟見孝は北山本願寺の 施薬院使典薬頭、 晩年剃髪シテ宗鑑ト称ス」とあるので、

これは半井明重であり、一鷗軒南条宗鑑とは別人である。

災 当時 聾盲記の中で一月廿七日に易のこと、「徳大寺相国(相国寺の長老桃源に易を受けた)モ此理ハー向如」盲眼」也、 (災疑炎訛)上スル也、此一栢ハ医書ヲモ読也、彼エチノ易ヲ取利スト也。 一栢ト云僧アリ、鎌倉学問ヲスル者也。易ヲ学スト也、 建仁寺ノ月舟モ此者ニ受り易り也、 ウクル間ニ越前ニアル寺

事千万口惜也。 喜スル也、不審ナル事一二句尋ネ申ト夢ル也、祝著無中量也、今案スルニ短夜ナル間夢ノ早ク覚テシカくくトモ不ら授が 卯月四日、一昨夜ノ夢ニ予下。」越州、一乗谷」、拝。」老父。」申、、已"而"老父ノ日予汝ニ授"、脈之秘用。」、然処"愚拙歓 廿八日、見孝越州へ罷下也、 見孝ハ余カ弟。三月廿六日、予カ妹去月晦二嫁スル也、祝著々々、越州ノ新城ト云所也。

シテ御タモチアル也、重而服用シ給へハ虫落入也。(妙香円-世俗奔走之治寉乱心腹痛虫積上攻或ハ 炎 暑卒時煩熱吐逆ニ 虫胸へ上リ吐逆無正躰、 七 五月四(?) 日、又云、予力老父宗鑑(卅余歳ノ時)鞍馬へ参り飯酒過多、骨ヲ折、山上山下ヲ登走シ給フノ処ニ俄ニ 種々薬ヲ服用シ給へ共躯而吐逆シ給以外勝事一大事ナリシ処ニ妙香円ヲ服シテ御覧シタレハ不吐

頭、宮内少輔等を歴任、後剃髪して宗乗と称したとあるのが、この保房と関係があるかどうか知りたいとおもう。 つことが注目される。 当時の医方の一端を知ると共に、建仁寺の月舟が鎌倉学問をした一栢に易を学んだこと、和気家が越州と深い関係をも 中野操氏の大年表一五五九年の項に和気明孝が十月四日、七十歳で殁した。 施薬院使、 侍医典薬

また『多聞院日記』の天正十七年十一月朔日の条に

一医士ノ師匠一鷗軒トテ実名ハ宗庸ト云五十九歳、無比類名医賢仁也云々、今度京都ノ医者六人法印ニ被任了、 其随

の宗虎とは別人であろう。法眼と法印のちがい、また院号も異なっている。 也、法印ニナレハ無ハ院号不叶、依之一鷗軒ハ春池院ト号ス」。服部敏良氏はこの宗庸を南条宗鑑の子としている。養子

### おわりに

つながりをもつことを推測し、建仁寺の僧月舟が医を講じていたこと等を知った。 り、後者は慶長三年九月に書いた禅僧永哲の賛文賛詩がある。特に後者の文章により戦国時代の医学が禅宗の僧侶と深い 初見の医家肖像図二点は施薬院全宗と一鷗軒南条宗虎を示すもので、 前者は慶長四年十二月の日付をも つた 賛詩があ

てこの文を綴ったのである。 この調査は文献の渉猟などの点で、まだ甚だ不備であるが、すでに例会で発表したものであり、その時の話を一応整え

多くの方々から貴重な御助言をいただいた。特に石田幹之助氏、谷沢尚一氏、樋口誠太郎氏に深謝している。

### Remarks on Newly Found Portraits of Two Prominent Physicians in the Keichô Period--Seyakuin Zensô and Ichiôken Sôko

Teizo OGAWA

ful among Japanese doctors at that time. By Hideyoshi's order a charity hospital, by the name of Seyaend of the 16th century. kuin, was established in 1591 in Kyoto, with Zensô as its chief. He died in 1599 at the age of 74 (or was a court physician to Hideyoshi Toyotomi, the great conqueror of all of Japan near the He was highly appreciated by Hideyoshi, and therefore he was also very power69). The word "Seyakuin" became thereafter the family name for the descendants of Zensô through the Tokugawa era.

Ichiôken Sôko is less known in the medical history of Japan. He too served as a court physician to Hideyoshi, and accompanied this mighty ruler to Nagoya of Hizen Province at the time of the Japanese invasion into Korea in 1592. His father-in-law, Sôkan Nanjô, was a more famous doctor, who wrote some significant medical books, "Setsuyôshû", "Tanyôhô", "Senshû-Fujinhô" etc. The last mentioned is said to be the oldest book of gynaecology in Japan.

From the sentences attached to the portrait of Ichiôken Sôko, it is especially noticeable, that Sôkan Nanjô, Sôko's father, studied medicine in his youth under Ikka Gesshû, a prominent Zen-priest of the Kenninji-Temple in Kyoto, and the author is interested by the fact, that Gesshû had an intimate connection with Ippaku Tanino of Ichijôdani of Echizen Province. Ippaku was a famous doctor, formerly a priest, and he succeeded in printing in 1592 the precious medical book "Eighty-One Nangyô" by support of the provincial lord, Takakage Asakura.

In this article a short history of Seyakuin, the national charity hospital of Japan is mentioned, and some efforts were made to elucidate the biography of Eitetsu, a Zen-priest in Kyoto, who wrote in 1598 the sentences and poem of praise to the portrait of Ichiôken Sôko. It is known, that Eitetsu accompanied Hideyoshi to Nagoya in Hizen Province, and he went then overseas to Korea, staying several months in Pusan. He died in 1613 at an unknown age.

# 江馬塾における。扶氏経験遺訓。の需要 上

片桐一男

目 次

緒一

一 江馬信成の塾

一 江馬信成宛緒方洪庵書翰十通 (以上本号)

『扶氏経験遺訓』の刊行をめぐって(以下次号)

1 その刊行経過について

2 常製本と薄紙摺本とその売価

79

江馬塾の盛況

緒

言

盛況振りの一端をも窺い知ることができるようである。 らかにされていなかった過程を補促し得る点などがみられ、他の江馬家史料と併せみると江馬信成の代における江馬塾の 対する返信である。そこで、この十通の書翰を検すると、 ら緒方洪庵に対して洪庵の代表的訳著『扶氏経験遺訓』と『病学通論』を社中の需めに応じて斡旋すべく発注したことに 大坂の緒方洪庵から美濃大垣の江馬信成に宛てた書翰十通の判読の機を得た。この十通の書翰は、 緒方洪庵の 『扶氏経験遺訓』 の刊行経過について、従来十分詳 いずれも江馬信成か

渠 いた塾を引き継いだ信成もまたその塾を経営して診療と子弟の教導に従事した。直接には彼の先代・江馬元益 るとともに通称でもあった。 嫡子として生まれ、 • 活堂) 緒方洪庵の書翰の宛先人である江馬信成は医家としての江馬家第五代の人である。名を元義といい、信成はその字であ から家督を継ぐとともに、その格物堂塾の経営も継いだものであろう。 明治七年六月二十五日、四十九歳で殁した人である。元澄、 のち春齢の通称を襲った。筆荘と号した。文政九年(一八二六)八月二十七日、 元恭 (蘭斎)、元弘、元益 (活堂)

生もまた、『門人姓名録』によれば、安政年間の入門者三十七名、万延年間九名、文久年間二十七名という多きを数えて た。緒方洪庵と江馬信成との親交は、実に、このような時期に深められたものであった。 万延元年には喜寿を迎える老境にあった。信成は三十歳代に達し、四方との交際も展開されるころになってい 以下に述べる洪庵書翰の年代である安政、万延、文久年間の江馬塾をみると、塾主江馬元益はすでに高齢に達

# 一 江馬信成宛緒方洪庵書翰十通

緒方洪庵の書翰十通にはすべて発信年の記載はなく、月日のみしかみえない。そこで、以下に述べるような内容考証 およその順序関係をつけて、判読・掲出してみれば次の通りである。

#### 第一書前

代六両壱分御贈被」下、 過日は御念書被」下忝拝見、 無異依」旧申候、 出来次第差上可」申候間、其節は又、宜敷御頼申上候、右御礼早、可」呈筈之処、 **忝慥ニ入手仕候、第四帙も冬中卒業之積ニ御座候処、** 時下甚寒之節御座候処、先以御全家御揃、愈御多祥被」成,1御起居,奉,1大賀,候, 今少し出来仕かね、 第四帙出来之上と存、 春日早でには卒業と 随而

延引御仁恕可」被」下候、末筆乍」憚御大人様へも宜ク可、申上、可」被」下候、草々不乙

緒

方

洪

庵

十二月廿日

江馬信成様

尚々、時候千万御自愛所」祈御座候、以上

#### 第二書翰

如」此御座候、 被一仰下一度、早速差出可」申候、 外之御無音無,,申訳,次第御海恕可,被,下候、遺訓第六帙出来二付一本呈上、 旧臘ハ御念書被」下、書物料弐百疋御送り被」下、有難入手仕候、早、御礼も可」呈筈之処、年始久、風邪平臥罷在、意 一書拝啓、春寒未退かね候処、愈御佳適被」成い御起居、奉」賀候、 尚為」道為」人千万御自愛所」祈候、草々不乙 宜ク御頼申上候、毎~御手数相懸ヶ候義、 随而拙家老少無異送光、 別ニ先ッ十部丈差出申候、 御気之毒千万奉」謝候、 乍, 憚御安襟可,被,下候、 右得11貴意1度草~ 御入用 早~

一月廿二日

江馬信成様

方洪庵

緒

#### **弗三書**翰

と奉」存候、 春暖之時節、 第七帙も出来二付、又、十一部差出申候、宜夕御願申上候、尚亦御入用高被;仰聞;可,被,下候、 愈御佳適可」被」成一御起居一奉」賀候、 然者過日拙著遺訓第六帙十一部差出申候、 定而御入手 二相成候義 用事ノミ、

三月十三日

草々頓首

江馬信成樣

第四

緒方洪庵

兄御家督無, 華帖忝拝見仕候、 |相違1被」為11仰蒙1候よし、 如」愈清和之時節、 千~万~奉:大賀1候、 先以愈御佳適被」成一御起居一、殊二先般八御大人様御願申候通御致仕 随而拙家長少無事、 乍, 憚御安襟可,被,下候、 拙著 二相成、 句: 大 御 120

注文被1.仰下1奉11多謝1候

遺訓 三四六七薬 弐部ツゝ

通論 壱部 丫十一帙

訓料之事、 乍…失敬」麁末之至候へ共、 価 右飛脚便二差出申候、 ク御歓被…仰上」可」被」下候、 通り二致し申候、 社中へハ全部の価、已来金一両と定メ申候、 已来ハ其思召ニて御取計可」被」下候、御家督之御祝、 御入手可」被」下候、初二五都合三編は切どニ付、製本出来次第早々差出可」申候、乍」序申 御肴料壱封呈し申候、 草、不備 御笑留被」下候ハ、大幸之至御座候、 左様御承引可、被、下候、但し端本は算用六ケ敷候間、 何乎呈し度奉」存候へ共、 筆末乍」憚御大人様へも可」然宜 遠路不」任三心底」、 + ハリ定 上候遺

四月十四日

緒

方

洪

庵

江馬春齢様

々、時令千万御自重所、祈候、以上

尚

#### 第五書翰

久、留守、漸ク此頃帰坂いたし候次第、 被、下忝奉、謝候、 廿二日之華簡忝拝見如」俞薄暑之時節、 価弐両弐歩慥二入手、 延引御海恕可」被」下候、此度御申越被」下候分、左之通り差出申 愈御佳適奉」賀候、 每々御手数恐入申候、 過日も念書被」下、殊二被為入入合御萬子 早々御礼書も可」呈筈之処、 病用 ニて備前迄罷下り、 料 志封 御恵投

が 割割 全部八帙

**》** 薬方一帙

五篇一帙

// 六篇二帙

七篇二帙

一十五帙

御算ニてよろしく、 宜ク御取計可」被」下候、 是銀之算ハ御面倒と奉」存候、 価之事御尋被」下、是ハ袋ニ朱ニて記し在」之候、但し薬方ハ六匁と記し有」之候へ共、 右御礼旁早々如」此御座候、草、不乙 一朱も

四月廿九日

信成様

洪

庵

#### 第六書翰

過日は御念書被」下、 拙生事七月来久、不快、執筆も成りかね、漸、此頃全快いたし候仕合、意外之御無音無;申訳;次第、 忝拝誦、時下寒気逐日增加之処、 御全家御揃愈御佳適被」成二御起居,奉」賀候、 拙著 御入用之よ

恕可」被」下候、即御申越二随而

扶氏遺訓 全部一

病学通論 二部

右乍,延引,御礼旁早々如,此御座候、 と奉」存候、 附録も右病気等ニて延引ニ相成居候処、 御心附も御座候ハ、、御校正奉、願候、 草々不備 漸ク此頃出来上り候ニ付、一本呈上仕候、 御社中御入用も候ハ、御申越可」被」下候、早々御送り可い申上」候、 御笑留可」被」下候、兎角校合不行届

十一月廿五日

緒方洪庵

#### 江馬春齢様

尚々為」道為」人千万御自重所」祈御座候、 乍」憚御大人様へも可」然宜ク御申上可」被」下候、 以上

#### 第七書翰

引可、被、下候、 下候、定価ハ書林ニてハ銀三枚と申スニ候へ共、勘定面倒ニ候間、金一両三分と定メ社中ニ分配さし居申候、左様御承 御省念可」被」下候、 春禧芽出度申収候、 右年始御祝詞相兼草、如、此御座候、 旧臘は御念書被」下奉: 多謝 候、 先以御全家御揃愈御佳適被」成11御迎陽1欣快之至奉」賀候、 其節被:1仰下1候薄紙摺遺訓壱部飛脚便二差遣申候、 尚永日万~可」申候、 草々恐、不備 随而拙家一 同無異重一奴齡一候、 御入手可」被 乍輝

正月九日

緒方

洪 庵

江馬信成様

尚々春寒折角御自愛所」祈御座候、以上

#### 第八書翰

候、 御迷惑と奉」察候、 乍, 憚御省慮可,被,下候、 春禧芽出度申収候、 拙著又、御入用之よし被:|仰下||左之通り相送り申候 御礼書早、可」呈筈之処、又、不快、加フルニ眼疾相患申候、 先以御全家御揃愈御佳適被」成:|御迎陽|欣然之至奉:|大賀|候、 旧臘は御念書被」下、 殊ニ書籍料壱両弐歩御贈り被」下、慥ニ入手段、御手数相懸、 意外延引無:申訳,次第御仁恕可,被,下 随而拙家 老少無異重:」奴齡,申候、

薄紙摺 全部一帙

常製本+六帙 全 二部

論 録

通

部

附

十三部

用いたしがたく候故、 薄紙摺本ハ当時一両弐分売ニ候へとも、社中へハ五百疋と相定メ、常製本ハ全部八帙一両と相定メ申候、但し端本ハ算 依」旧定価通りニいたし申候、左様御承引可」被」下候、 右御祝詞旁寒冬之御答御礼相兼、 草々如

緒

方

洪

庵

此御座候、尚永日万~可」申早々、恐惶謹言

正月十五日

江馬春齡様

尚、春寒殊之外甚敷候、千万御自重所、祈候、以上

#### 第九書翰

入申候、 越被」下難」有慥二入手仕候、每~御手数惶入候事二御座候、早~御礼語可;;申上; 筈之処、 過日は御念書被」下忝拝見、 随而拙家老少無異重,馬齢,申候、 御仁恕可」被」下候、 右御礼迄草~如」此御座候、 如」愈新禧芽出度申収候、先以御全家被」為」揃愈御多祥被」成」御迎陽」、欣然之至奉」賀 乍」憚御安襟可」被」下候、 尚期1後日1候、 然は則日薄紙摺遺訓差出候ニ付、 草、頓首 久~風邪平臥罷在意外延引恐 右価金 一両三歩御差

二月廿日

緒方洪庵

江馬信成様

尚~、乍」憚御大人樣始御一同二可」然宜ク可,1申上,1可」被」下候、以上

#### 第一〇書翰

遺訓附録三部、 華帖忝拝見、 通論 春光漸相催申候、 部、 一部御入用之よし被一仰下一、即チ飛脚便ニ差出申候、 愈御佳適被」成二御起居一奉」賀候、随而拙〔家老少〕無異、 御入手可」被」下候、 乍,憚御省念可,被,下候、 右代料并先日差出

候分とも、代金五両二部二朱、外ニトロイクバルト代弐部、都合六両弐朱御差発相成、慥ニ人‱し申候、毎、御配慮千 万奉〉謝候、 トロイクハルトハ早、申付ヶ可」申候へ共、 職人兎角隙取、 急ニいたし呉不」申候ニは困り申候、 成ル丈ケ

如月廿七日

急丰候様可11申付1候、

右御答御礼相兼早々如」此御座候、草々不備

江馬春齢様

尚々端書作、憚御大人様へも宜ク申上可、被、下奉、願候、以上

方洪庵

緒

# 江 戸時代における西欧遺伝学の受容と紹介

矢 部 一 郎

### 、緒言

は言うまでもない。その他の医書や農書などには遺伝学的記事は見られない様である。例えば、大蔵永常の著書には、花 構造・植物の生殖の知識の紹介は見られるが、雑種形成や遺伝の記述はない。(4-5) 厚生新編』、『泰西本草名疏』、『植学啓原』において、受容紹介されている。その内容はメンデル以前のものであること(2) 西欧における生物の交雑や遺伝などに関する知識は江戸時代後半において受容紹介された。著者の今迄調べたところ、

容と紹介の状況について問題としたい。 そこで、本稿では、『厚生新編』、『泰西本草名疏』、『植学啓原』 の当該記事を掲げ、 江戸時代における西欧遺伝学の受

### 二、『厚生新編

真 第40 ・大槻玄沢訳校)「卵巣」・「驢」及び第62巻(大槻玄沢・宇田川榕菴・小関三英訳校)「馬の二」に見られる。 |榕菴・宇田川玄真訳校)「金絲雀」、第46巻(大槻玄沢・宇田川玄真訳校)「卵」・「雉」、第47巻(宇田川榕菴・宇田川玄 『厚生新編』はフランスのショメール百科辞典のオランダ語版7冊本の飜訳である。本書における交雑と遺伝の(6) (宇田川榕菴·宇田川玄真·大槻玄沢訳校)「猟犬」、第41巻 (宇田川玄真・宇田川榕菴訳校)「猫」、 第43 記 (宇田 事は

ある

竜動の都府 で大鼡あり、猫と交り半鼡、半猫の獣を産せり。遂に国王の獣囿に献ぜり。又「カラ・ウデリウス」。Samon 状大異なし』とし、さらに 0 「フラスヒカ」名と交れば善く啼く。其音甚だ清亮なり」となっている。 猫児あるものあり、榕按ずるに外紀に言ふ。 に一猫栗鼡と交りて猫児三頭栗鼡一頭合せて四頭を産せりといふ。又造化の奇物を好み集る人の宝庫にはまま両頭八足 ところで、「金絲雀」では"よく異類の小鳥と交て種々の変生を産す。「ピュッテルス」名と交れば美色の雛を産し、 猫」では 11 「カーテル」は「バンクカツト」の牡なり。 "猫畸を産するととあり、これは他獣と孳尾する故なり。「ボレイ」 るの説に一千六百八十四年 利亜国百獣相合輙産奇恠云云とれらの類にや』と記されている。 欧邏巴に六品あり、皆野猫家猫と交りて種々変生あるのみ形

り、としている。 となる。右の如くして孵化せる雌鳥に又雉を媾合せしめ、 殺し、又は引裂くことあり。 さらに、「雉」の場合パロンゴリウス」名の説に此の鳥は甚だ悪性にして鶏及び孔雀をも恐れず、是に逢うときは喰て 或は是を畜ひ馴して雌鳥と孳尾せしむれば黒点ある卵を産み、孵化すれば甚だ雉に似たる雛 如此両次、或は三次媾合せしめて産する雛は全く雉となるな

に角の如きもの生ずるあり。としている。 条に出づ。或は **驢」においての記述は『或は牡馬と媾合せしめて半馬半驢の獣を産すこれを騾と名づく。** 是を負荷の用と為す。其頭と尾は牛に似たり。脚と腰は馬若くは驢に似たり。又角は顕著ならず、或は罕見 「アウハルゲナ」
雑等の地方に於ては牝馬或は牝驢と牡牛と媾合して子を産せしむ。 其子を「イユマル 詳に「モイルエイズル」の

其性又必ず子に伝ふればなり、と述べ、馬の交雑に関しかなり長い記述が見られる。 「馬の二」の中では、父馬は特に其性を子に伝ふるが故に須らく善馬を用ふべし。(中略)母馬も亦宜しく撰用すべし。

ところが、「卵巣」においては今迄と異なる記事が見られる。

其子と形状の甚だ肖似し、又母躰黒色、 以て観れば右の説に相反すと云ふべし。 其説に動物の生命は唯其雄類の精液を卵に受るに因ると云へり。然れども特に此説に拠るときは諸般の動物の父母と 蝦蟇及び諸魚の鮞を熟観するに其卵中既に全体の質を含禀せること大学師 是を以て凡そ卵中に禀る所の其始は父母の両性渾然として合和し成る者と知るべ 父躰白色なるものの産子は黒白相交り、又馬と驢と媾精して騾を産する等の事を 「ハルレル」名人 の詳に講明せるが如

さらに、「卵」における記事は次の如くである。

諸器内象の萠芽結構を其卵中に具有せざるはなし。然れば卵は一切動物植物の基始と云ふべし。 是れ帝に魚鳥のみならず、凡そ動物類并に草木も皆尽く卵を以て生じ惣て雌類の体に多少の卵を具へ、又各々其体中の

器及び性質を其卵中に含蓄して漸々に萠生し、未生の体を養長す。 是れ皆其各種の動物及び植物の形象を其卵中に禀け備ふる者なり。 即ち「マルヒギウス」名の説明せるごとく各種の諸

れども動物植物共に其卵に雄牡の精を受容るに非れば孵化することなし。 卵の白質の液は鮮明透亮なり。是は惣て変化して動物の体質となる者なり。 黄質の液は雛の営養長育を主る者なり。 然

機を萠発し、 是を以て考ふれば卵の生化の原始は雄精の生育の気、 雛の形象を造成し、 初めに心蔵を成し、次に肺肝等其他の衆蔵及び諸器を構成するなり。 自然に雌卵の白液中に禀受し、 其雄精 の所在に於て始めて生化の

諸器並に其所在、 是を以て凡そ動物孕胎の基原、 位置、 形状、 等は皆未だ姙孕せざる以前に於て固より既に卵中に全備せる者とするなり。 及び草木の実を結ぶ原由 は雌類の卵に在り。 然れば即ち其煦温に因て漸々化生する所の

卵中に含容し、 菘ならざる異様の菘菜を生ずるがごとし。 形体、父に似たる所と母に似たる所と相交るを以て知るべし。又植物に於てはたとえば白菘の子仁を蒔て白菘ならず、 り。たとえば異類の二獣媾合して産せる子胎即ち「ミユイルエーセル」及び「イユマル」共に獣名、是は馬と「エイセ へ」名是を講明せり。但し今時は大抵前の所説を崇信せり。即ち雄精は草木の蕊頭にある所の細粉の如く媾合に因て既に 是を顕微鏡にて観れば極めて微細の活物なり。 |て雌卵中の諸器未だ萠生分開せざる時に卵中に感入せるものなり。是を以て其産む所の子胎は形状其父母に象似するな 然れども右の談は「レーウェンフーク」名の肇めて発明せる所と相違せり。 其活廃生動の精気にして諸器を滋息盈長して遂に形体を造成する者とす。此雄の精気は極めて精微鋭烈に 是を雌類の卵に受容して生化の機を発すと、 其説は凡そ動物の其始は雄類の種精なり。 此説諸先輩殊に ブー の如きは其 ル ハー 赤

『厚生新編』の交雑と遺伝の記事の特徴は殆んど動物関係が主で、植物についてあまり触れていないことである。 「猟犬」、「猫」、「金絲雀」、「雉」、「驢」、「馬の二」では、表題の性質からも、 家畜家禽を中心とした具体的な雑種形成

を取扱っている。さらに、「猫」及び「驢」では、他獣間の雑種の具体例を挙げている。

かがえる。 これらの記事から、十八世紀の西欧では、 しかし、 植物の場合、 実用的な育種が行なわれる段階ではなかった。 科学的ではないが、 或程度の家畜の育種や交雑の観察がなされていた事がう

ける形質の遺伝例を示して、 さらに、「卵」ではマルピーギ(Marcello Malpighi, 1628~1694)の名を挙げ、卵の発生における器官分化を説明し、 ところで、「卵巣」ではハラー その前成説を否定し、父母の両者から遺伝形質が伝わるとしている。 (Albrecht von Haller, 1708~1777) の卵原説を紹介しているが、 動物の雑種形成にお

説を否定している。 説明している。しかし、結論として、交雑例から、形態形成が卵と精子の両者によるとして、卵原説及び精原説即ち前成 さらに、 (Antony van Leeuwenhoek, 1632~1723) とブールハーヴェ (Herman Boerhaave, 1668~1738) を挙げて精原説を 精液の卵発生における重要性を述べている。続いて卵原説を思わせる記述が見られ、さらに、 レーウェンフーク

られる事は考えられる事である。 1683~1757)は後成説の主唱者として知られている。フランスの百科辞典であるショメール百科辞典に後成説的記述が見 十八世紀西欧においては、前成説後成説論争が盛んであり、特に前成説が勢力を揮った。一方、フランスのモーペルテ (Pierre Louis Moveau de Maupertuis, 1698~1759) シンセル コーシ (René Antoine Ferchault de Réaumur,

### 三、『泰西本草名疏』

による雑種形成と形質遺伝について次の様に記述している。 『泰西本草名疏』附録下文政十二年(一八二九)の「二十四綱解」において、伊藤圭介(一八〇三~一九〇一) は交雑

類 種ヤ、異ナルモノト雖モ是ヲ変ゼシムベシト云ヘリ皆恰モ野馬ト驢ト交リテ騾ヲ生シ雉ト鶏ト交リテ黒色ノ雉ヲ生スルノ 競フテ世ニ出ルモノ皆ソノ種子ヨリ変種ヲ得ルモノニシテ蓋シ偶然花粉ノ混入ニ因テ異色ヲ出スモノ亦多カルベシソノ品 ノ花ヲ振蕩シソノ花粉ヲコノ花中ニ入ラシム因テ班色ノ「チユルプ」ノ種子ヲ得ベシト云ヘリ按ニ是近来菊牽牛等ノ奇花 かナリ 又花粉ニ因テ花ヲ変化セシムルヿアリ仮令バー色ノ「チュルプ」ヲ種々班色ニ変ゼシメント欲セバ各色ノ「チュルプ」

が主題となっており、当時日本で盛んであった園芸植物の育種品種改良もチューリップの場合と同様、花粉による自然の 植物学書の性質から、チューリップの花色の遺伝を各色のチューリップの花粉による品種間交雑によるものとする説明

交雑の結果であるという圭介自身の考えが記述されている。(3) て造語された事がわかる。 また、 現在使用されている「変種」という用語は圭介によっ(8)

### 四、『植学啓原』

設け、交雑と遺伝の説明を行なっている。その現代語訳を引用すると次の様になる。 宇田川榕菴 (一七九八~一八四八)は 『植学啓原』 天保六年(一八三五)の巻之二において、「草木変生」という章を

草木の生れ変り」

\$ は出来ない。属が違うからである。 である。即ち、ネギとニラ、野生馬とロバとは、元来、 はない。 ない様な植物である。 ネギの花精は必ずネギの種子を発達させ、ニラの花精は必ずニラの種子のみを発達させるのであろうか。いや、 ネギの花精はニラの種子も発達させることが出来る。この種子を播くと、生えて来る植物はネギでもなくニラで これを間種 (雑種)という。野生の馬とロバを交尾受精させれば、ラバが生まれて来る様なもの 同じ属で、種が異なるだけなのである。 牛と馬との間には、 間種

と言い、種間雑種と属間雑種についての説明をしている事がわかる。 『植学啓原』の記事はネギとニラ、ウマとロバの例により、同属間では雑種が出来るが、属が異なると雑種が出来ない

これを圭介の『泰西本草名疏』における記述と比較すると、交雑の対象として、厳密に属と種の分類段階を意識してい 『泰西本草名疏』 榕菴の把握と理解が圭介より優っているとも言えよう。しかし、これは『植学啓原』が体系的な植物学紹介書で 附録がリンネの二十四綱の解説を主目的とし、当該記事が花粉の働きの説明のためのものである

また、榕菴は雑種を「間種」と称している。間種とは種の間の交雑による雑種という意味であろう。

なっていたからであろうか。(4)(10 る事からうなずけよう。また、どの本にも、馬と驢からの騾の形成が例として取上げられているのは、 ところで、用語 「変生」が『厚生新編』でも使われているのは、交雑及び遺伝に関する記事の飜訳に榕菴が加わ これが当時常識と ってい

### 五、結語語

れており、当時の蘭学者の知識の糧となった。また、『厚生新編』 後成説の記事が当時どの様に受け取られたであろうか。飜訳は正確な理解を示している。 の影響力を考えると、『厚生新編』即ちショメール百科辞典の価値は高く評価しなければならない。(12) 『厚生新 は刊本でなく、 当時流布する事もなかったが、 原本のショメール百科辞典が江戸時代後半にかなり輸入さ の飜訳者達は当代随一の蘭学者達であり、 本書中の 前成説と その門弟達

物に実験的研究が集中したが、実際の育種に応用出来る段階ではなかった。 の調査や実験を通じて遺伝の研究が進行していた。ヒトや哺乳類は当時の科学的な研究対象としては適当でなく、 併行して、植物における性の存在、受精のしくみ、交雑による新種や雑種の形成が興味の中心であった。そして、 口 イター 『植学啓原』と『泰西本草名疏』の知識も西欧十八世紀段階のものである。当時西欧では、前述の前成説後成説論争と (Joseph Gottlieb Koelreuter, 1733~1806) やアダンソン (Michel Adanson, 1727~1806) などの植物交雑 ケール 栽培植

伝学的記事として載る事になったと考えられる。 それらの影響がそのまま蘭書を通して日本に伝えられ、まず最初に『植学啓原』、『泰西本草名疏』 などの植物学書に遺

励研究(B)」によるものである 、本稿の一部は、 昭和四七年九月十六日仙台の日本医史学会総会で発表したものであり、この研究は昭和四八年度科学研究費「奨

- (1) 矢部一郎 日本での遺伝学の発祥 医海時報 第五九八号 一九七三
- 2 (1)において、『厚生新編』に遺伝学的記事がないとしたのは重大な誤りであった。
- 3 矢部一郎 植学啓原における遺伝学 日本医史学雑誌 第18 第3号 一九七二
- 4 木原均・篠遠喜人・内田亨・盛永俊太郎・筑波常治・上野益三 『黎明期日本の生物史』 養賢堂 一九七二
- 5 大蔵永常と蘭学 一字章 蘭学資料研究会研究報告 第二七一号 一九七三
- 6 ショメル、オランダ語版について 蘭学資料研究会研究報告 第二二八号 一九六九
- (7) 中村禎里 『生物学の歴史』 河出書房新社 一九七三
- 8 (1) において、 圭介が用語「雑種」の造語をなしたとあるが、「変種」のミスプリントである。
- 9 現代語訳「宇田川榕菴の植学啓原」(一、口) 武蔵大学人文学会雑誌 第三巻 第一号、第三号(一九七一)による。
- (1) 上野益三 『明治前日本生物学史』第一巻 日本学術振興会 一九六〇
- 11 ショメールの伝来とその影響 蘭学資料研究会研究報告 第一六〇号 一九六四
- 江戸生物学史に於ける『厚生新編』と『ショメール百科』の役割 第20回日本科学史学会年会予稿集 一九七三
- 2) 上野益三 『日本博物学史』 平凡社 一九七三

(武蔵大学人文学部生物学教室)

## Acceptance and Propagation of Western Genetics in the Yedo Era

by Ichiro YABE

Shinpen" was translated from Chomel's Encyclopedia. Though it wasn't published in the Yedo era, it This is found in the "Kôsei-Shinpen", "Taisei-Honzô-Meiso" and "Shokugaku-Keigen". The "Kôsei-Western knowledge of genetics before Mendel was accepted and presented in the late Yedo era. seems that the biological knowledge contained in it spread among Dutch learning scholars. This book, introducing Haller's preformation theory, is skeptical about this theory, from the aspect of the relation between parents and children in terms of hereditary characteristics.

In the "Taisei-Honzô-Meiso", the heredity of flowers under hybridization was shown, and the biological term "Henshu" (variety) was coined.

The description in the "Shokugaku-Keigen" is more advanced than in the "Taisei-Honzô-Meiso". In this book it is explained that hybrids can not be made between different genuses.

The genetic informations stated in these books belong to the 18th century and the contemporary highlights in this field in Europe are reflected through the Dutch books which were then available in this country.

(Department of Human and Cultural Sciences, Musashi University)

# 唐律令」及び「養老律令」における

新村

拓

たものである。 ろである。本論は日、 であったことは明白であり、 法は国家社会及び個人との間の調和をはかる規範であると同時に、国家支配の具として統治手段の中で最も有効なもの 唐両律令をもとに、有疾獄囚の待遇の実態と、その場にあらわれた古代国家の志向意志を考えてみ 体制維持の機能を果たしてきている。 その中でも刑法は最も国家権力の強くあらわれるとこ

### 、有疾者の種別判定

が残疾(大日本古文書、巻一、頁10、36)、篤疾とあるべき二目盲が残疾(一56)や廃疾(一73、388)、癲狂が廃疾 養老戸令では有疾者を症状に応じて三等級 しかし、この規定が必ずしも守られていないことは、正倉院文書の籍帳記載の実例から知れる。廃疾であるべき一足折 侏儒、 目盲、両耳聾手无二指、足无三指、手足无大拇指、 腰脊折、 一支廃、 如此之類、 皆為廃疾、 (残疾・廃疾・篤疾) に分けて規定している。(唐令拾遺も同文) 悪疾、 癲狂、二支廃、 禿瘡无髪、久漏、下重、 両目盲、 大癭瘇、 如此之類、 如此之類、皆為残疾、 皆為篤疾 17

ける段階区分にも適用されるものであり、罪刑法定主義を基調とする刑法上においては、たやすく三疾の種別を変更でき して記載されたのであろうと考えておられる。しかし、この戸令に規定された三疾の種別は、 るものではなく、 能力乃至生活能力を標準としたものではなかろうかとし、本来、篤疾と記載さるべきものも、 にしておかなければならない。しかし、現実にはそうではなかったのである。これについて、 25) と記載されている。三疾の等級に応じて課役負担は軽減されて行くのであるから、籍帳への記載は疾病の種別を明確 種別判定には慎重明確さが要求されたであろう。戸令によれば、籍帳記載における判定は国司が行なう 刑法上の有疾者の特典にお その程度が軽ければ廃疾と 利光氏は三疾の種別は労働

だが、微妙な疾病の判定には専門的な知識が求められよう。そこにおいて、規定にはみえないが国医師の参与が考えら 凡戸口当造帳籍之次、計年将入丁老疾、応徵免課役、及給侍者、 皆国司親貌形状、 以為定薄

605 1) る事実は、国司貌定における医師の介在を予想させるものである。刑法上においても同様と考えられる。 検米使として(四29)、班田使として(五44)、官倉検使として(平安遺文一一24)、医師が地方行政に深く関与して 但馬国の正税帳(大日本古文書、巻二)において、国司巡行の一行中に医師がみられ、また調使として(一

れる。薩摩、

ける待遇についてみてゆくことにする。 ものとされたのである。 することが困難とみなされる限定責任能力者や責任無能力者に対しては、儒教的倫理観の上からも保護が加えられるべき 有疾者においては前述のように科刑の上で種々の特典が与えられたのである。行為の是非を弁別し、自己の行動を制御 有疾者の特典については先学の論考があるので、本論はその問題にはふれず、獄囚の罹病時にお(4)

# 二、日、唐両律令の該当条文比較

1 (獄令第54条)凡獄囚有疾病者、主守申牒、判官以下、 親験知実、給医薬救療、病重者、 脱去枷杻、仍聴家内一人入

禁看侍、其有死者、亦即同検、若有他故者、随状推科、

よ、というのである。(令義解参照)医薬救療の関連条項として、 獄囚が罹病したらば、 家族一人を獄に入れて看病させ、死亡したらば同じく検分を行ない、非法又は自殺による死亡ならば、 獄守(物部)の報告により判官以下が検分を行ない、医薬救療し、重病ならば首手かせを脱去 獄守を取調

②(獄令第55条)、凡獄囚応給衣粮薦席医薬、及修理獄舎之類、皆以贓贖等物宛、 無則用官物

ず、贓贖物を用いて「里中医」を雇い、治療にあたらせよ、と注釈している。 獄囚給与の衣粮薦席医薬、獄舎修理費は贓贖物を用い、無ければ官物を用いよ、 とある。 令義解には治療に官医を給せ

3 (獄令第53 凡獄、 皆給席薦、 其紙筆及兵刃杵棒之類、並不得入、

定として、中央については獄令第57条、地方は次の条文、(5) 獄囚には席薦を給し、紙筆兵刃杵棒の類は獄所に入れることを禁じた。また、官人の獄囚に対する取扱いを監察する規

せ、とある。 ④(獄令第4条) 覆囚使は、 これは①の「有他故者、随状推科」と関連するものであるが、非法の程度により罰則が規定されてい 獄囚の刑具、敷物、疾病、糧食の状態を検行し、不法があれば太政官に申し、地方官の考 凡覆囚使人、至日先檢行獄囚、枷杻、鋪席、及疾病粮餉之事、有不如法者、亦以状申附考、 (勤務評定)に付

(5) 者、杖一百、即減竊囚食、笞四十、以故致死者加役流 凡囚応請給衣食医薬、 而不請給、及応聴家人入視而不聴、 応脱去枷杻等而不脱者、 答五十、以故致死

6た、流徒罪居作者の場合においては、

6 (獄令第19条) 凡流徒罪居作者、皆着釱若盤枷、有病聴脱、不得着巾、每旬給仮一日、不得出所役之院、 患仮者陪

流徒罪囚の居作の者はかせをし、罹病の時はそれを脱がせ、頭巾を禁着とする。十日毎に一日の休暇を与えるが、労役

の場所から出ることを禁じ、病者にあっては治癒後において、休んだ日数分の労役をさせよ、とある。(6

次に、唐律令との異同をみよう。

を我が国のそれで次官以下に改めたことは、獄囚の待遇に対する基本的な考え方の上で違いのあることを示すものであろ ①については、唐令拾遺(獄官令三八)によれば「判官以下」が「長官」となっている。中国令において長官とあるの また、唐書 (巻56、刑法志第46)によれば、

とみえる。養老獄令(第46条)では「五日一慮囚」が「十五日一検行」に改まっている。中国令に比して検行の期間が後 きたとみえるが、このことは日本令及び唐令拾遺などにはみえない。 退しているが、前者の考え方の路線上にある処置といえよう。有官品者に対しては、家族二人をして看侍させることがで 諸獄之長官、五日一慮囚、(中略)重者釈械、其家一人入侍、職事散官三品以上、婦女子孫、二人入侍、

ち官医が治療にあたったのであろうか。 ではどうなっていたかはっきりしないが、大唐六典尚書刑部に「有疾太常給其医薬」とみえる。太常寺太医署の医師 ②について問題なのは、 獄囚の治療には贓贖物を用いて里中医、即ち民間医を雇い、治療せよ、という点である。 即

しかし、現実には日本においては、

(上略) 各受重辛苦者、宜給身仮、令加療治者、

と検非違使別当宣案 そして、その際には保証人を必要としたものと思われる。 (平安遺文二一381) にみえるように、 病人は暇日を給わり、 各自において治療をしたものと思われ

雜人獄所候者依本所請申給仮、

進物所 請膳部多治忠岑

右忠岑以去正月廿五日偁雙六座居被禁固矣、而從今月二日本病発、動煩苦、為彼病所請如件

頭大膳亮藤原氏助(以下略ス)

1) たかどうかについても甚だ疑わしい。「小右記」(長徳二年六月八日条) 雑人の本所の上司達が連名で保証したのである。(朝野群載、巻十一、廷尉) には また、 この獄令第55条の規定が守られて

以頭弁令秦出雲犯人飢餓不可養由、 殊有天恩可被給仮之由、有令相加奏 (中略)

出雲犯人は飢餓のため放免されている。

③については、唐令(唐令拾遺獄官令三七)に比して日本令は随分簡略化している。(付点の箇所が日本令に脱落) 諸獄皆厚鋪席薦、夏月置漿水、其囚毎月一沐、其紙筆及酒金刃銭物、杵棒之類、並不得入、

あろう。「小右記」(長徳二年六月十三日条)には - 夏月……」以下の一文はそっくり脱落しているが、条文の簡略化は獄囚の待遇の簡略化につながるものと考えてよいで

東獄門前東門、令掘井、夫食自家宛給、 年来囚徒難飲水、仍仮令掘、 渴死囚衆、 実可哀憐

て、水を給するため東獄門前に井戸を掘らせたのである。 とみえる。小右記の記主藤原実資はこの年権中納言にて検非違使の別当を兼ねていたが、 渇死する囚徒の多くでるに至っ

代わって「若巡察使按察使廉察使採訪使皆待制命而行非有恒也」が付いている。 ④については、大唐六典尚書刑部 「使牒与州案同然後復送刑部」小註にほぼ同文がみえる。ただし、「附考」が消え、

+ 減しているのである。 ⑤については、故唐律疏議 加役流」が唐律ではそれぞれ「杖六十、徒一年、笞五十、絞」となっている。即ち、全部の刑について一律に (断獄律第5条)にみえる刑罰規定と比較するならば、日本律の「笞五十、杖一百、 一等軽 答四

⑥については、唐令拾遺(獄官令十六)によれば、「有病」を「病及有保者」としており、「給仮一日」の後に「臘寒食

方が管理しやすいと考えられる。予防管理主義的な立場よりした削除であったのではなかろうか。 のように病者以外はかせを脱がせず、保証人の有無にかかわらず、健康人であればすべてかせを着して、労役に服させた 定が残されているところをみると、省略には何らかの意味があったのであろう。獄囚管理の立場からみるならば、 のであろうが 各給二日」が入っている。その他には大きな異同はない。 「責保聴出」とみえ、保 前者の「有保者」の省略はどういうことであろうか。 (保証人)を請うて出獄することが許されていたのである。このように、他条における保の規 後者については、 獄中の妊産婦 中国の風習に関することであるから省略した (第23条) 及び議請減者 (第42 日本令

①から⑥の各条における日、 唐両律令の比較をまとめてみると、日本律令においては

する責任も軽 仏獄囚管理責任者は格下げされ、また職務 減され (検閲)は軽減。更に、彼らに対する監察規定も明確さを失ない、 非法に対

(1) 、獄囚の罹病時の待遇は、 また一般に予防管理主義的であった。 唐では官医を用いたと思われるのに対し、民間医あるいは給仮による各自治療とし、

ことは仁井田氏の論考からうかがい知ることができる。 (9) における獄囚の待遇が法規通りでなかったことについては既述したところであり、中国においても日本と変わらなかった る。これは条文上の比較であって、現実においてこのような相違が、特に向についてみられたかどうかは疑わしい。日本 要するに、 日本の律令において獄囚の冷遇化、 予防管理主義化が、 H 唐両律令を通じて法と現実とのギャップは大きかったと考え 主獄官の優遇化、 寛大化の傾向がみられ るの であ

次に、今までみてきた法条文の特徴について考えてみることにしよう。

おける有疾流移囚の取扱いについて 第一の特徴としては、 法規定が詳細にわたっていることである。 (第21条)、瘡病者に対する拷問制限について 有疾獄囚の規定については、 (断獄律)など詳細な規定がみられる 前掲条文の外に護送中に

てみれば、待遇において身分的な差異がみられるのは当然の姿であるといえよう。 よって、多くは実刑を免れえたのであるが、たとえ不免の場合であっても、身分秩序の維持を基本とする古代国家にあっ 引用唐書において部分的にみられたが、待遇における身分的な差異である。官人は除免官当など 10

## 三、おわりに

規とのギャップは大きく、一般に、徒刑、流刑 力による労働力の収奪」であったり、国家の安寧維持の規制のためであったことにより、現実には受刑者は法規以上の苦(18) 第39条~41条の規定に比定され、古代の律令がいかに進歩整備されていたものかを知ることができる。 の規定と比較しても遜色のないものであり、儒教的倫理観にたつ有疾者の刑法上の特典は、限定能力観にたつ現行の刑法 痛を与えられ、有疾者の取扱いは法規以下の簡略なものであった。 古代国家における有疾獄囚の待遇は、法規だけをながめてみるならば、現行の監獄法第七章給養、 て考えてみたものである。従って、ここでの結論が古代国家の刑法についての性格を代表するものでは必ずしもない。 本論は日、唐両律令にみえる刑法、獄令全般について述べたものではなく、その中の一部、有疾獄囚の待遇という点につ (自由刑)は徳への教化を名目としたのであったが、遷善よりも「国家権 第八章衛生及ヒ医療 しかし、 現実と法

### 注

- (1) 下村康正「犯罪論の基本的思想」頁4参照
- 2) 利光三津夫「律令及び令制の研究」頁22~253
- 3 尚書刑部「凡断獄之官皆挙律令格式正条以結之」 養老獄令第41条 「凡諸司断事、
- 4 「凡在京繫囚、及徒役之処、恒令弾正月別巡行、有安置役使不如法者、随事糺弾」 頁259 山崎佐「江戸期前日本医事法制の研究」頁75~

- には「病院」移送シタル者ハ之ヲ在監者ト看做ス」とあり、休んだ日数分を満たす必要はない。(6) 「時日」は「日ヲミテョ」と令義解に古訓があり、休んだ日数分を満たせの意に解せよう。なお、現行の監獄法第3条第2項
- (了) 内田智雄編「訳註続中国歴代刑法志」参照
- (8) 他に「小右記一長徳二年六月七日來、「春記一長久元年六月十三日來、「権記補遺」長徳三年九月五日条他
- (o) 仁井田陞『中国の戯曲小説の拝図と刑法史料』(「中国法制史研究、刑法所収)頁版
- (2) 仁井田前掲書 頁 9

### On the treatment of sick prisoners as seen in the ancient Japanese (Yôro-ritsuryo) and the Chinese Laws (Tang-lii)

### by Taku SHINMURA

In this paper the author has traced the treatment of sick prisoners as stated in both the ancient Japanese and Chinese Laws. Sick prisoners were granted some special favors from the standpoint of the Confucian ethics: for example, medical treatments undergone by court physicians (Tang-lii) and leaving of absence from penal detention during illness.

Generally, the Japanese Law followed the Chinese one, but the former was much simpler than the latter; they were so of sick prisoners, too. And these laws compare quite well with the present constitution.

Generally, though penal detention mentioned in these lawswas in the name of cultivating virtue in reality, convicts were simply enforced to hard labor imposed by the government, which aimed at maintaining national security, and they were inflicted with pain, while the treatment of the sick prisoners was often neglected.

# 西説内科撰要について(四)

大 滝 紀 雄

### 11 痱 篇

はその差がきわめていちじるしい。 ることは自明である。 玄随の「西説 一と玄真、 方亭の 「増訂」を比較して読むと、一 療はラテン語でこれをパラレイシス Paralysis というと断ってあるから「麻痺」であ 般に「増訂」の方が分りやすく書かれているが、

気ながら趣旨が分る。おそらく、著者自身も内容をあまりよく理解できないままに翻訳したと思われるので、当時の医人 がこれを読んで果してどれだけ理解できたか、 0 0 ことかはなはだ分り難いが、「増訂」を読むと大意がつかめるので、 その後ふたたび「西説」を読んでみると、 意の欲する所に従って働く筋肉 説ではあるが、 寒熱や痛痒を知覚する機能が減ずると麻痺がおこる。 訳者にとって自信のない翻訳であったことが推測される。 それにひきかえ、「増訂」 では誤 0 翻訳には玄随自身きわめて難渋したと思われる。「西説」を繰り返えし読んでみても、 そこに書かれて い の翻訳された頃は、 遥かに分り易くなっている。こうした理由から本項では主として「増 神経という言葉も、麻痺ということも一般にはほとんど理解されていなかったようで、こ すなわち現在われわれのいう随意筋に障害がおこると痱すなわち麻痺がおこる。ま 甚だ心もとない気がする。 神経が部分的に死壊すれば是を痱とはいわない。 また本章には細字の注釈が少ない事実からみて 訂しについ った神経流動説に基づく ての説明を試みよう。 るのが何 おぼろ

ら、その原因がどちらであるかを知る必要がある。さらに、 諸筋に循行するのだが、そのどとかに障害がおこると痱がおこる。 医範提綱」に記された意識神経 の病因。 胃腸に痱がおこれば飲食物と便は転送されず腸に滞積する。大要右のような説明である。 脳と脊髄から始まる例の神経線 Zenew-zap (Succus Nervorum)— (随意筋を司る) と運化神経 (不随意筋を司る) の二種類があるから、 心臓に痱がおこれば卒中風となり、肺に痱がおこれば喘息気 すでに5 シンキンゲン篇で述べたとおり、 -その中には精気 (霊気) 痱がおこった が流通して、 神経には

公害病としてさわがれている水俣病が、二三○年前にすでにクローズアップされているのも興味深 本篇には 「西説」「増訂」ともに水銀中毒が説かれている。水銀による多発性神経炎ないし麻痺、 すなわち今日

また、ベリベリと脚気の関係は記されていないが、原著および「西説」には次のように書かれている。

wordt Beriberi, ..... In Oostindien is zeer gemeen een soort van Lammigheit of liever machteloosheit, welke daar

テ白栗白栗ト日フ。 東方諸国ニ於テハ、一種ノ痱証ニシテ、運動作為生平ノ如ク自由ナラサルノ証ヲ患ルコト常ニ甚タ多シ。其土ニ之ヲ呼

脚気にほかならないと思われる。 の結果、 熱性の酒類を過飲したりしたあとで、急に寒気に会うと、稀薄になった神経液が凝結して核となり、流動しなくなる。そ 恐らくベリベリということばが日本で記載された最初の文献であろう。 症状として四肢が弱くなり、動作に力がなく、運動がにぶくなる。ベリベリはすなわち、 このベリベリの原因は患者が炎熱を冒したり、 神経流動説で説明した

増訂」の増註に遠西の名医斯篤児屈の内科書云々の記載がある。これは薬物に詳しかったウィーンの 「医方研機」を著わし、 (1731~1803) であろう。 病状と薬剤を記している。 「増訂」出版後約十年を経た天保二年(一八三一)足立長雋が斯篤児屈の書を翻 Anton Fried-

### 12 水 腫 篇

に説明されていたろうか。その要点を解説する。 毛細管の渗透性、 濾過圧はもとより、 細胞、 細胞膜、 組織、 組織液の概念すら殆どなかった当時、 水腫 (浮腫) は如何

増加して其部分が腫脹した状態を水腫 Membrana Adiposa の中には脂肪が含まれている。このように健康体では蒸気または脂肪が存在するが、 我々の体内には中腔の臓器 (頭、 胸、 Hydrops と名付ける。水腫には部分的のものと全身性のものとがある。 腹 があるが、 ここには蒸気が含有されている。 脂胞 Vette zak ない これらの量が し脂 肪膜

訳している。 水腫の成因についてゴルテルは自著 Compendium(解説ないし概論の意、「西説」では捷径方、「増訂」では簡易方と 著者未見)に詳述しているので重複をさけるという。しかしその要約は次のように記載されている。

すなわち湛露 dauw がある。 の機能が低下したり、その末端がつまったり、吸収される液体の粘調度が増加すると液体がうっ滞して浮腫が生ずる。 水腫の原因は血脈 治療法は局処にパップ剤の貼布。 右のように一応理屈はつけてあるが、はたして巓収管が何物なのかの説明がない。 (Vasa resorbentia) で吸収され、やがて水脈 (静脈)および水脈(淋巴管)を圧迫したためにおこる。 これらは動静脈の端末と神経の端末から渗出する。 利尿剤、 下剤の使用である。 (淋巴管 Vasa Lymphatica)と血管に入ってゆく。 また、 そして、この蒸気はඉ収管 opslorpende 身体内の諸腔には天資自然の蒸気 若し噏収管

以上で発無定処十二篇が終り、十三篇から十九篇までは病属頭脳となる。

X

### 13 昏 睡 篇

大略次のように述べている。 大脳生理があるていど解明されてきた今日でも、 なお意識と睡眠については不明な点が数多い。 本篇では昏睡について

息している間でも、それ以外の運動すなわち、 を引用すれば次のとおりである。 なったり、 人間は眠る状態と目覚める状態とが交互に存在するのが健康のしるしである。しかし、 Slaapsucht (Sopor) と名付ける。平常の睡眠では意識的運動 willige beweging (Motus Animalis) 目覚めない場合がある。この中で軽症のものを嗜眠 Slaaperigheit (Somnolentia) 心臓、 脈行の循環、呼吸、 胃腸、 腎等は休むことがない。「西説」の文章 昼間、 という。その重症のもの 仕事をすべきときに眠く が全く休

隙ナキコトヲ知ル。 精神思欲 ノ運動ハ、 是レ睡中二於テ休息シ、其他ノ諸物ハ生ヨリ没スルニ至ルマテ、 終古其官能ノ運営ヲ休止スルノ間

スル諸部ナリ」と注釈している。それ以外の運動のことは「医範提綱ニ所謂ル運化神経ノ循行スル諸部ナリ」と説明して ノ諸部ノ運動ヲ云、 増訂」では右の意識的運動を、「思欲ニ随フ運動」と訳し、細字でこれは 是皆我意 ノ欲スル所ニ随テ運用シ自由ニ運動挙動ヲ為ス部ニシテ医範提綱ニ所謂ル意識神経 「精神ノ運営及ビ眼耳鼻口舌手足腹部陰具 ノ循行

昏睡には次の種類がある。

Slaapziekte スラープ病 (Apoplexia) 昏睡の度の深いもの、漢人のいう卒中風

Coma コーマ 熱なく徐々に発するもの

Carus カルス コーマの過度のもの

Coma Vigil コーマヒギル 時々わずかに目覚めるもの

Lethargus レタルグス 発熱を伴ったりして症状激烈なもの

れる ベルウルテ (Apoplexia) 昏睡病が頭脳に逆上し人事不省となるもの、スラープ病と殆ど同じものと考えら

しかしこれらは判然と区別することがしばしば困難である。

治療としては刺絡、

下剤、

浣腸等が用いられる。

### 14 不 寝 篇

不寝は不眠 Slaaploosheit (Agrypnia または Insomnia) のことである。

れている。九十章の「内因ヲ論ス」では次のように説明されている。 は、その原因を除けば不眠もなおるから、不寝篇からは除外する。これは「西説」八十九章「不寝ノ外因ヲ論ス」に書か 不眠は精神的および肉体的な過度の労働、 疼痛や熱いものを飲んだ時などにおこるが、こうした原因の判然としたもの

い場合である。 不眠の内因は血液が水の様に稀薄になったり、脳を刺激する内因があって、 さらにその誘因は悪厲な諸病、 胆液の病気などであると精気論的な解釈である。 脳中から灌注する精気の潮盈が調節され

ちなみに現在の内科書に記されている不眠の原因の項を抜萃してみよう。

因性と考えられるものは、脳の血液循環障害、種々の中毒性疾患、精神障害などである。 不眠の原因は一、外因性、二、内因性がある。外因性と考えられるものは疼痛、 高熱、 咳、 呕吐、 下痢などである。 内

もちろん、 両者の間にはかなりの距離があるが、 一脈相通ずるものもみられる。

pav. albi ラウダニウム液 Laudani Liquidi 阿芙蓉液、サフラン等の阿片剤 Opium が使用されている。 不寝の治療にはとうぜん催睡薬 Slaapmiddelen (睡眠剤)が用いられる。さらに、 白罌粟 (ケシ)舎利別

### 15 卒 厥 篇

語 って、昏睡篇で述べたスラープ病すなわちベルルテとはちがって、一過性に呼吸、脈搏が止って殆ど死者と区別のつかな の綴りでは flauwte で英語の fainting すなわち失神と同義語である。「西説」ではフラアウと誤読している。 フラウテ Flaute と呼ぶものは失神の軽度のものであると説明する。ところで Flaute は現代のオランダ すなわち Syncope は失神のことである。失神すなわち卒厥とはとつぜん意識と運動が消失するものであ

おこる。 卒脈は他病と共に併発するものである。したがってカランテレッキング (痙攣) や子宮衝逆 (ヒステリー) のさいにも

クコト卑 右は「西説」九十六章に記されている文章だが、これは現在の脳の貧血ないし酸素欠乏の説明にも似ている。 卒厥ヲ発シタルハ此其血 (低) カラシメ、以テ其血ノ流輸シカタキ者ヲシテ、能ク其頭ニ致シ易カラシムルの策ヲ為スヘシ ノ分量、以テ頭脳ニ輸シ送ルニ足ラサルカ致ス所ナリト察スヘキナリ。 須ク患者ヲシテ頭ヲ置

点である。「西説」九十四章には次のように記されている。 本篇を読んで大へん興味深いことは、ここで精神と神経の相関関係が論じられ、 当時の医学的考察法がよく分る

経、神経即是精神ナリヤ、予此ヲ究メ極ルコト能ハス ニノミ在ルヤ、抑又神経ニ在テ、神経其精神ヲ送ルヤ、 造物主ノ肇テ人身ヲ始資スル、其生命ヲ賦シ生活セル元運ヲ与ル所ノ者ハ固ヨリ思議ノ及フ所ニ非スシテ、 若クハ神経精神トモニ是相須テ離レサル者ニシテ、精神ハ即是神 将タ其精神

でして、この結論を分り易い「増訂」一一五章から引用する。

動モ廃絶シテ死敗スレバナリ。是故ニ精気ノ運営……暫時流通スルコ能ハザラシムルノ諸因ハ皆卒厥ヲ発スルノ因ナリト 精気ハ必ズ神経 ニ循テ遍身百体ニ流貫普達スベキコ復毫疑アル コ無シ。 是レ精気ノ神経ニ流通 セザル部 ハ必ズ生活

る。 にくまなく伝わるということらしい。 以上は大へんまわりくどい表現ではあるが、要するに との根本思想は医範提綱の考え方と軌を一にしている。 しかも部分的に伝わらないことがあれば、これは失神の原因になるというのであ (霊液が脳と脊髄で生成され) 精神は神経 の走行路に従って全身

医範提綱巻一、三腔提綱篇第一

気之所」資精妙之所」成出"二於脳及"脊,之髓"二而注射"二干神経"二 、精神之府。造"」。靈液"」起"」神経"」以"発"」語採動静運化生養、之機",其在、脊者"為11 脊髓、1 ○霊液者精微之液也神

### 16 頭旋眩冒篇

運動をしているように感じるのである。 る症状であり、 旋頭眩冒 頭旋眩冒を患う病人の眼底は糊状 Duizeligheit, Vertigo これがすすめば終には卒厥となる。 すなわちめまいは患者が物をみた場合、 papachtige 元来、瞳子 の視神経 Gezichtzenew, Nervus opticus があるため、 (瞳孔 Oogappel, Pupilla) その物体が動き廻って旋回するように感ず は静止した状態を見るものだ 物が異常な

るとよい。 衝逆や癇の人にもおこる。もう一つの原因は腐敗汚物が胃中に蓄積したときにもおこる。 頭旋眩冒の原因は動静脈の充血のこともあれば、 貧血のこともある。また懐液が眼底に浸淫してもおこる。 この最後の場合には吐剤を用い 痙攣、

字の注 明 の引用によるものである。 以上が本篇の大略の要旨である。右のように大多数のめまいが眼性のものと考えられている。そのため「西説」 釈で眼の構造六膜、 三液、 ところが 六筋と脳神経がきわめて詳細に記されている。 「増訂」になると、これらの説明は全く省略されてしまっている。すなわち、 これらは殆どすべてが 体新書 では細 の説 解剖

第第 第 第 第第第 1 t 六五四 十九 瞳 嗅 神神神 神 神 神 神 経経経経経経 経経 経

のことは「解体新書」と「医範提綱」に委せようという玄真の態度がうのことは「解体新書」と「医範提綱」に委せようという玄真の態度がう

かがわれるのである。 な お めまいの原因は現在では眼性のものよりも、 耳性、 すなわち迷

記しておく。性、循環性、消化管性、薬物性など多種多様に考えられていることを付性、循環性、消化管性、薬物性など多種多様に考えられ、中 枢 神 経 性、心因路性ないし前庭神経性のものが最有力と考えられ、中 枢 神 経 性、心因

小川鼎三、酒井シヅ校注参照)をれとの比較をかかげておく。(岩波、日本思想大系洋学下「解体新書」蛇足ながら「解体新書」巻の二に記されている当時の脳神経と現代の

### 17 精神錯乱篇

精神錯乱シ常ヲ失ヘル者、所謂癲狂、譫妄、痴迷、昏瞶ノ類、皆是ナリ。

説 細字の注釈で右のように書いてあるとおり、 精神病は洋の東西を問わず大昔から広く知られていた。 この篇

述べられていることを左に要約する。

理性を失い変質した状態をいう。これにはおよそ次のものが含まれるが、その区別は判然しない場合が多い。 神錯乱 Ylhoofdigheit イイルホーフヂフヘイドは譫妄 Delirium テリリウムと同じで、 これまで常人だった人が、

- 脈 0 1 IfIL に混じ脳に昇ったものである。 イポコンデル Hypochonder 精神錯乱の軽い状態をいう。 すでに9篇胆汁敗黒病でのべたように、敗黒胆 液が静血
- 2 痴迷の症 Gekheit ゲキヘイドまたは Zotheit ソーヘイドこれは熱がなくて精神状態の異常がすすんだものをい

- 3 Dolheit ドルヘイドまたは Raserny ラセルネイ 痴迷の度がさらにすすみ、 長い間治癒しないもの。
- 4 Lichthoofdigheit リクトホクヂヒヘイド 発熱と精神異常の共にくるもの。
- (5) 熱毒発狂 Uitzinnigheit ヲイトシンニヒヘイドまたは Furor ヒウロ

ものである。 以上は原因は同じでも症状はさまざまである。それは、あたかも同じ酒を飲んでも酔った症状が多種多様であるような

レニチスがある。これも高熱の病気にさいしておこる精神錯乱である。この原因は次のものが考えられる。 右のほかに Ylende Koorts イーレンデ熱、 すなわち Razende Koorts ラーセンデコールツまたの名 Phrenitis

- 合。 1 これは脳に膿がたまるため、これを排除するのが困難で治癒しにくい。 Ontsteking ヲントステエキングすなわち Inflammatio(「増訂」では「焮衝」と訳されている)が脳に昇った場
- 2 口 ース Roos (英語の rose)すなわち丹毒 Erysipelas の熱毒が脳にのぼった場合。
- ③ 血液中の熱壊毒が頭脳に昇った場合。

が、尿中に白運がなく清澄なのは、熱毒が少しも下降排除されず脳中に滞止留着する症候で、予後不良を示す。 また、すでに寒熱篇で触れたように、尿中に白垽 (白濁) があるのは、 汚物が排泄され病状の経過がよいことを示す

治療法は相変らず刺絡、 下剤が用いられ、 甚しい頭痛には酢にひたした布切れの湿布が賞用される。

考え方も興味深い。 右のように現代医学の考え方とはかなりかけ離れている。 特殊な場合に脂肪、 細菌などであることが分っている。熱病にさいして混濁尿の方が治癒機転を示すという当時 現在では尿混濁の原因は尿酸塩、 炭酸塩、 燐酸塩、

# 絵巻物に描かれた日本の医療

# 樋 口 誠 太 郎

### 一、はじめに

代が古くなるほど用語の難解度が加わり、見解の多様化現象を招くことが多い。 かということを具体的に知る手がかりを求めようとすると文献のみで、これを実証することは非常にむずかしい。 歴史的な視点から医療行為を行う者 (広義の医師)と病人の関係、或は病人そのものの様子がどのようなものであった 特に時

えてみる価値のあるものではないかと考えている。 私が本稿でとりあげた絵巻物は、このような従来の研究上の難点を解決する上では、一つの手がかりとして、考証を加

学の歴史を究明していく上での資料として、もっと注目されて良いものではないかと私は考えてい 絵巻物は、平安時代末期より近世初頭までその成立の幅の広さと、大和絵的手法による描法の写実性という両面から医

から医学を探究する良き資料となるであろう。 これらに研究のメスを加えることは、医学をとりまく文化的、社会的環境、医療行為医術と病人の関係、など人間的側 特に絵巻物にとりあげられている題材は非常に広範囲で、内容も当時の人々の様子をかなりくわしく描き出している。 面

旧来、医学の歴史的視点からの研究は、技術的側面からのものが多く、 私は、 医史学的視点からこれらを究明する上で、医師 ・医療・病人の三者の関連を次のような構造で想定してみた。 人間的側面即ち文化的社会的環境の面からの究

表 1

明が広く行なわれていたとは、いえない。その原因はいろいろあると思うが、その主 な原因であろうと考える。 たる原因の中に、 研究の対象とすべき原資料が充分整理されていなかったことも大き

多くのものに目を通すことが可能になっているので、今回その一部をとりあげ、絵巻 値の究明もさかんに行なわれて来ており、私などがこれらをとりあげるとき、 最近、 絵巻物の研究は、単に美術的価値を論ずるばかりではなく、史料としての価 かなり

物が医事資料として、どのように活用できるかということを中心に述べてみたい。

## 医事資料としてみた絵巻物

(1)絵巻物に描かれた医療行為の特色

0 の目にふれていたことは、良く知られている。しかしその最盛期は、中世でありわれわれが資料として活用する場合・そ 描画 絵巻物は大和絵の一種として、物語絵或は絵詞などといわれ平安時代末期から、 の正確さなどの視点から検討するならば、中世の事象を描いたもので、中世に成立したものを、 江戸時代直前まで作成され多くの人々 第一にとりあげる

るのみである。 1) 「聖絵」などの類が多いことから相当数のものが存在したであろうということを推測する程度に、現在のところはとどま われるが、 これらを描 如何なる人物が如何なるものを描いたか・明確なものは、 いた人々は、一般に土佐派とか住吉派とかいわれた絵師の集団であった。 余りない。 ただ現存するものの中に、 また僧侶もこれ に加わっていたと

絵巻物の内容は、 大別して次のように分類することができる。

### 表二 絵巻物の内容による分類

日物語を中心としたもの 日合戦に題材をとり、

(物語絵)



僧侶の功徳で逃散する疫病神

阿聖絵といわれ、

聖人・上人など宗派の宗祖

助に用いられたと思

一代を描き布教活動の

三利生譚といわれ、

神仏の霊顕を中心に描

1) た もの

(戦記絵巻)

個

人の戦功などを描いた

もの

(縁起絵巻)

こその他 ある。 点から人間の罪業を中心に描いたものなどが (六道絵などの如く主として宗教的視

(II)

われるもの。

接的に医療行為を描いているものに分けることができる。 またこれらの絵巻物をみると、直接に医療行為を描いたもの、 即ち医療行為を表現する目的で描かれているものと、

間

また人物を中心にして別の視点からみるならば、次のような表現上の分類ができる。

病床にある人間を描いたもの。

病気の状態の人間を描 いたもの。

四、 祈祷僧、 祈祷師を描いたもの。

医師

·薬師薬

屋などを描

いたもの。

かれているものが多い。 これらの人々は、 さらに病気を描く場合に、 別々に出てくることは、 これら人間外のものとして、 余りなく、同一画面に、病人と医療行為を行なっている人物として描 疫 病 神·疫 鬼が描かれる場合が多い

を描 方 E どでは、 続きのため、 る。 0 0 0 る。また西洋医学はその特色の一つに、集団に対処する方法をもっていたともいう。 わたる治療経験とが総合的な人間観の上に樹立されている。 なっていることである。 図1)、 進の 日本でも同じようなことがいえると思うが、集団への対応という視点が医療の中に余り顕著にみられず、 寄進がほとんどなかったことに原因があったといわれている。このようなことからも、 かということとは別で、 の相異を考えないわけには、いかないと思われる。なお我国においては、 これに対し西洋医学は く程度にとどまっている。 観 面 (解剖重視などもその一例)が確立していて、それだけに論理的に整理され、 これは当時の人々が病気を如何なるものとして考えていたかを考証するには良い資料であるといえよう。 集団 を知ることができよう。 心であった当時の名主・庄官クラスの寄進の目的が全て、自己の現世利益追求のためのもので、 これらの内容をみて、注目すべきことは、これらの描画が必ずといってもよいほど個人を対象に医療行為を行 流 の医療行為が描かれないし病人の集団を描いたものもない。 行病には、 医療事業としては、 我国における漢方医学は、中国の伝統を継承しこれに日本人独自の発想と手法を加味 例えば忍性 国境がなく全土がその被害に会うことから来たものであろう。 人間の病気の原因を人間の個体のなかにある異状という視点からとらえようとしたため分析的 絵巻物でも流行病にかかった集団を描いたものはほとんどなく、流行病にかかった個 (真言律宗の僧)が西大寺にいたころ経営したといわれる北山十八間戸 もっと注目されてよいものであろうと思われるが、 故にその治療法はいつも個人としての人間を対象としてい 集団に対する医療行為が全く存在しなかった ここに東洋と西洋の病気に対する思潮その これは、ヨーロッパ諸国が大陸で地 体系化されているとも 当時の人々の病気に対する考え しかしこのような条件は、 これ が発展 しなか 慈善救済のため 特に絵巻物な ったのは、 (奈良市川 わ 長年に れてい

# (2) 絵巻物に描かれた医療行為

般的なものとして、現在かなり多くの人の目に触れ得るものを対象として、特殊なものは避けた。 絵巻物の中から医事資料となるべき部分を抽出すると、その量は、かなり厖大なものになるので、一応本稿では、ごく

いので、特に本論を展開する前提として理解していただきたい。また本稿では、先に私が医史学会例会(四八年十一月) また、 医事資料として、その対象となるべき絵巻物は一般的なものといわれるのがこれだけしかないということでもな

# 表三 絵巻物にみる医事史料の蒐集・分類(一部分を掲載

10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	No.
東北院職人尽歌合	春日権現記	聖徳太子絵伝	親らん上人絵伝	職人尽歌合	餓鬼草紙	病草紙(異疾草紙)	泣不動縁起	光明真言絵詞	源氏物語絵巻	絵巻・名称
鎌倉期	鎌倉期	不詳	南北朝期力	室町期カ	伝 鎌 倉 期	鎌倉期	鎌倉末力	不詳	平安末期	成立期
医師 (風俗)	明恵上人橘氏夫人病気を治す	調薬の様子	調剤器具	医師・調薬	出產	病状·医療	病苦·祈祷	病気・祈祷・疫病神	病床に伏す人物・病人	医事史料としての対象
0	0		0	0		0	0		0	信頼度
									紫の上をいたわる光源氏(御法)柏木を見舞う夕逆(柏木)	備考

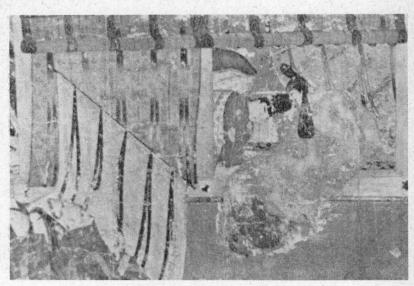


図2 源氏物語絵巻(柏木)柏木を見舞う夕霧

に於て発表のとき、スライドにして引用したものを中心にとりあ

次に、私が表三でとりあげた、それぞれの絵巻の、どの部分次に、私が表三でとりあげた、それぞれの絵巻の、どの部分。

美し、 示されているように、 要な部分を占めていると思われるし、 中で「あわれさ」を表現するパターンとして病気と死がかなり重 とりあげてみたものである。源氏物語のストーリー 思うが病人を描いていることから広義の医事資料として、 主題としてとりあげた 描いている。 る夕霧がお祝いと病気見舞いをかねて病床に駈けつけるが 彼を権大納言に任命された。 たことをきき病気になってしまい、帝がこれをあわれに思われ、 で相当工夫して描かれている。 第一 っと枕をたてて夕霧に応対する。 いと詞書きに概 にあげたのは、 当時 (との絵巻物が成立した時点においても)鳥帽 略 病床に伏しても烏帽子を冠 「源氏物語絵巻で」 「医療行為」とは、 表現されているが、 光源氏の長男で柏木の 図2は、柏木が女三の宮の出家し その表情はすきとおるように 絵巻でもこれを表現する上 あるが、 直接関係をもたないと この場面は、 っている柏木を いとこにあた これは、 の展開過程 あえて 和木は 図2で 私が



図 3

の当時

の人々の結髪との関係からも、

我々が想像する以上に

柔かいもので、そ

生活に密接に結びつい

たものであったようである。

柏木は、

子は現在のものの如く硬いものではなく、

りあげているものとして「光明真言絵詞」の一 に行なわれる祈祷を描いたものについてであるが、これをと 第二は、 病気にかかった人の苦痛とこれをやわらげるため 場面がこれを

に思われる。

らわすための絵師の意図的な手法としてとらえてもよさそう

の解説書を見たがこれを指摘したものもないので、

病

人をあ

か

だけ色が異なっていることを考えなければならない何種類

化をおこした様子もなさそうであるし、

特にこの紫の上の顔

なげに描かれている。これは絵の具がはげおちたとか化学変

異なっていて、その表情は暗く表現され脇息にもたれ、

じ源氏物語絵巻の

御法」

図3に描かれている紫の上は全く また病人の表情を描いても、

しいことが付加されている。

この後に死んでしまうのであるが、病人でも、

その表情が美

同

断言で

ているような場面である。 その家の中で、

しかし、

これを描いた絵師が病気は貧しさから……と意図して描いたかということは、

まじないをやっている。

病気と貧困の関係がそのまま描き出され

して



図 4

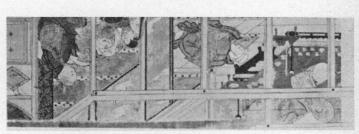


図 5

部屋には、

病人に薬壷を手にした稚児と看病の僧侶が描

か れ

他の

7

この場面

は、

方では病気に苦しみへどを吐い

ている

場面がある。

行して行なわれたことを示すものとして「泣不動縁起

病人の苦痛の様子を描きまた祈祷と施薬が併

いるということは、

いえそうである。

第三は、

きないが、

は、

祈祷と併せて、

のであるが、

これは三井寺の不動信仰に伴う霊顕談を描

4 たも

前の図5と比較すると経済的に恵まれた者

施薬を受けて病気の治療をすること

不動明王の絵を掛けて僧侶が一心に祈祷し

といわれるほど有名なものとして「病草子」がある。 は、 第四に、医事資料として、絵巻物をとりあげるときに 必ず出て来るし、またこれを取り上げぬものはない 別

ことができる資料ともなるであろう。

ができたというような中世の医療の様子を具体的に知る

要もないと思う。 名 「異疾草子」ともいわれるが、 各種の病気を断片的に描 これ は原本の古い写しであると解釈されている。 いたもので、 巻十四図と詞書きから構成されてい その内容は改めてことでとりあげる必 る。

かし旧来この絵巻を、餓鬼草子や地獄草子などと一連の六道絵と見ることには、

賛否両論があり、

結論が出ないよう

結果的には、そのような事実が描き出され

いことなので、これらを全体的に同一価値で見てしまわないという注意がありさえすれば良いであろう。 良い一例であるが、全てがこのような要素に満たされているとはいえないこれは、絵に出来、不出来があるのは仕方がな は古来各地より、珍奇なできごとを朝廷に通報するという永い習慣の上に立脚した絵の部類に入る。 ことは詞書きを見ればすぐ判ることで、それ故に、この絵巻は報道画的性格をもったものであるといえよう。それ故に、 価値は欠如するが、絵に全てを語らせているという特性があり迫真性にあふれている。眼病治療の段などは、この このような主題の絵は、宗教性よりも世俗的で珍奇なものを対象として描いた傾向があり、このような意味から 宗教性が見られない

いつることあり、やまひおもくなりぬれば、はらにはうゑたりといへとも、のむと飲食をうけす、(飯) (飯) (のど) の詞書きからみてみよう。この詞書をみると「こしたといひて、したの根にちゐさきしたのようなるものかさなりておいの詞書きからみてみよう。この詞書をみると「こしたといひて、したの根にちゐさきしたのようなるものかさなりておい るものあり。」と記されていて、とのような詞書きの中からも、宗教性はあまり見出されない。 またこの絵巻がもつ報道画的特性は、この絵巻の詞書きの中にも見られることを述べたが、ここにその一例を「小舌」 おもくなりぬればしぬ

世の医師の体系が判然としてくると考えている。 いる人々なのではないかと思われるが、これはもっと文献面からの究明が必要であり、これがある程度明確化されれば中 したものなどさまざまであり、今昔物語などに出て来る「下臈医師」というものが、この絵巻の中で医療行為に当たって この中に出て来て医療行為にあたっている人々であるが、僧侶のような様子をしたもの、一般人のようななりを

略装化して描かれている。しかし「職人」という部類の中に入っていることは、同じである。東北院職人尽歌合が旧来の があるが、 は、医師の調薬の場面を描いたものをとりあげてみた図6。 同じように医師の姿を描いたものに、「東北院職人尽歌合」 巻物の中に、 に純粋の医療行為ではないが、医療と分離して考えることができない、調薬関係の薬師の資料であるが、これも絵 今回私がここにとりあげたものは、ずっと後の時代のものである。そのためか服装なども、どちらかといえば さまざまな形を描かれている。これらの仕事をしたのは、医師・薬師ともどもであったと 考える が、今回

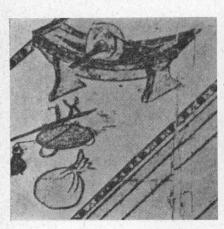


図 7 絵巻物に描かれた調剤用具



図 6

はかり、 っていたものと見てよいであろう。 人」ということばのイメージを今日的なものと同 また、 視しては、ならない。 調剤用具であるが、この絵巻にも薬研、

鉢などが描かれているし、本図でも右側の弟子の ような男が薬研を使用している様子がみられる。 乳鉢の役目をはたしたものと見られる摺

またこのような調剤用具は他の絵巻物にも描かれ

向施薬院使丹波盛長朝臣宿所、 富記」の中の嘉吉三年五月二日条に「(前略)入夜伴鴨権禰宜祐顕、 総括していたかを考証する手がかりは、 げない。)これらの薬屋がどのようにして商売をし、 れるようになる。(但し絵巻物の中には適当なものがないのでとりあ ている例図7が見られる。 室町時代に入ると、薬屋が京都の町なかを描いたものの中には見ら 諸薬商売之干駄櫃申問事為談合也。

権大外記中原康富の日記

康

どこがこれらを

売者施薬院所相計也。

仍下知状可出之由領掌之、無子細者也。

如令条

薬

160

この

今日とりあ

説のとおり鎌倉末期のものとすれば、

間ずっと医師は、民間に在っては職人の部類に入 げた職人尽歌合は室町期とされているので、

ただ

L

者、諸国貢進之薬種被収納施薬院興薬寮等者也、 諸薬商売之輩下知状書与之者先例也云々、予案ニ令第二典薬之下、種採薬園諸草薬及教薬園生云々、(以下略)」 薬生事、同為院使所成敗也。 盛長朝臣語云、近来ハ絶了、我父祖之時

なおこれに続いて許可証の手数料が五百疋であったと記されている。

に、鴨権禰宜や施薬院使などが関連していたということは、医療 (質度神社) の康富記の記事で、薬屋の売薬許可証が施薬院使の権限で発行されていたことがわかる。 (薬事)のもつ宗教的背景として甚だ興味深いことであ 当時 「売薬」という商売

# 三、絵巻物に描かれた人々の生活と医療

と見ることが一般的であるといって良いであろう。 題にとりあげられた「ことがら」と絵巻が成立した年代が近いものほど、より正確な表現がなされており、 る。 絵巻物がさまざまなテーマで描かれ、その中には、それが描かれた時代の人々の生活がいろいろな形で描き出されてい 主題をはるか昔に遡ってとったとしても、 大体その絵巻が成立した年代とあまり遠くない時代の姿が描かれているものが大部分であるといえよう。従って、主 実際に絵巻に表現されている人々の姿は、装束や故実的内容面は別として 信頼がおける

7 の実態は、文献などの裏付けを、厳密に行ないながらこれを検討することによって、より一層、明確になっていくと考え 料的価値も大であると私は考えている。とのような点から考えれば、絵巻物が盛んに作成された中世における人々の生活 それ故に、絵巻物は、その美術的価値と共に、良い作品は同時に当時の人々のすぐれた生活の記録として、その資・史

は、神の力とか仏の力、即ち良い力によって、悪い力を除去する。このような除病行為をなし得る者は、いろいろな行を 病気と加持祈祷ということに、例をとって見るならば、日本では、神仏の力によって疫病神を退散させる。そのために

気が治るということは、 して、神仏の力を自分へ引きつけ霊験 神仏の霊験があったということになるであろう。 (或は不思議)をおこさせる能力をもつ者であるという見解が成立する。 それで病 162

来るのであって、、一方では、 このようなことから宗教関係の絵巻の中に疫病神を退散させた高僧のことや病気を治した霊顕のある神仏のことが出て これらに関する実例は、すでに前に述べたとおりである。 当時の人々にとって病気は生活の一番身近にある災禍でもあり、 理解しやすいものであっ

る研究書も出ているが、 中世全体からみると、 まだ一般庶民が気軽にかかれるほどのものではなかったようである。 医学の歴史の上では民間医も登場し、その専門領域も次第に確立分化の傾向にあり、 医学に関す

と信じていたことによるものであろう。 それは、 一般庶民には、病気にかかる原因が疫病神につかれたと信じられていたし、これを防ぐためには、 精進をしたりして神仏の加護を乞い祈ることで、疫病神にとりつかれずにすむ、 即ち病気にかからない

巻に表現されている。 1) 0 10 ったのではないであろうか 事実があったことを示すものとして、調剤器具や薬壷が描かれていることである。神仏の加護や、呪術だけに依存して るものが多い、 るのは、 絵巻の中に、 経済力のない貧しい人々で、僧侶といえども仏の力のみに依存するだけではなく、薬を服用している様子が絵 病気が「応報観」をもって描かれ、宗教がこれを、その呪術性によって除去するというパターンをもって これは当時の人々がこれをごく自然に受け容れていたためでもあろう。しかしこのような中 神や仏の力だけで、病気は治らないことを一番良く知っていたのは、僧侶や呪術を行う者たちであ

すぐれた医者にかかれる富める人々があったという実態が絵巻の中に、良く表われている。 様の病気が存在したことが判る。 なお 「病草子」などに描かれている医療の様子を見ると、 病気は階級を選ばないが、医療を受ける人々には、経済的に規制を受けた貧しい人々、 技術的にはさまざまな方法が行なわれていることや、

### は、まとい

きるのではないかと考えている。 じめの項目のところで私が述べた如く人間的側面或は文明史的視点から「病人と医療」の関係を明白にして行くことがで は考えている。それには、文献・文書等の研究が併行して進められなければならないが「医療の歴史」の面からみればは に分類・整理し検討することによって(医史学関係資料として)、かなりユニークな資料がまとまるのではないかと、私 その他を含めると三百点以上になるであろう。その全てが医事資料として活用できるものではないが、今後とれらを個々 あげることは困難であったので、医史学会の例会で発表した範囲のものを提示した。絵巻物は、国宝級で百五十点前後、 表現された「絵画資料」としての絵巻物を今回とりあげ、この中からどんなことが考えられるのか、それを全体的にとり とは、とかく現代の我々の生活経験にあわせて考えられやすい、この様な面を補う手段の一つとして、文字より具体的に 内容もさまざまな面から探究されるようになっている。歴史は文献研究が第一とされているが、文字に表現されていると 絵巻物に描かれていることを「絵そらごと」としたり、美術的価値づけでのみ見ていくことは最近では少なくなりその

# The Medieval Japanese Medical Treatments viewed from Picture-Scrolls

## by Seitaro HIGUCHI

medieval Japanese picture-scrolls trom documents. know concretely the medical treatments In this paper, the authour discussed them making reference to and the ralation between physicins

第日

# ポール・ストラディン医学史博物館長

弘前大学医学部麻酔科 松 木 明

知

筆者はここ十数年来、 ソビエト連邦ラトビア共和国リガ市のポール・ストラディン医学史博物館はソビエト連邦唯一の医学史博物館である。 日本種痘史とくに中川五郎治に関連してハンセン館長に種々お世話になっ

ン セン館長には日本でも早く同様の設備を持つようにと激励の手紙と種々の史料を送って戴き、筆者はこれを日本医(1)

事新報誌に紹介したことがある。

いい

であった。との度後任のレベドコーバ博士よりハンセン博士の略歴について報告を受けたので左に記して 冥福を祈りた 残念ながらハンセン所長は昨年八月十七日逝去された。丁度筆者が米国留学中であり、その死を知ったのは今夏のこと

カルコフ医科大学を卒業し、 ル タ・ハンセン博士は一九〇九年九月二十九日リガ市の勤労者の子供として生れた。一九三二年ウクライナ共和国の 同時に講師として採用されまた研究を続けた。

第二次世界大戦中はソビエト連邦の公衆衛生局に勤務した。

終戦後博士はリガ市に帰り同市の公衆衛生局の組織の指導者として活躍し、またラトビア共和国議会の一員としても尽

力した。とくにラトビア共和国における公衆衛生局の改組と発展に並々ならぬ努力とした。

ソビエト連邦の内外にまでその名を知られるに至った。一九六一年二月から死亡する日まで、博士はポール・ストラディン医学史博物館の館長として館の発展に尽し、ために

ラトビア共和国は博士の功績に対して「ラトビア共和国名誉医師」の称号を贈った。 員、ラトビア医史学会会員であることはもちろんのこと、ラトビア共和国の労働者の代表としても活躍した。 ハンセン博士はラトビア共和国の党の指導者の一員であり、社会活動にも極めて熱心であった。ソビエト医学史学会会

### 文献

(1) 松木明知 ボール・ストラディン医史博物館、日本医事新報二二六三号、昭和四三年九月

### Death of Dr H.Hansen, The Director of Paula Stradine Medical Historical Museum

Dr H. Hansen, the director of the Paula Stradine Medical Historical Museum, located in Riga, Latvian S. S. R., U. S. S. R. passed away on August 17, 1972.

She was born in Riga on September 29, 1909 and graduated from the institute in Kharkov of Ukrainian S. S. R. and served in this institute as instructor.

During world War II, she worked with the Public Health Organization Department of the U.S.S.R.

After the war, she went back to Riga and made much contribution to development of the Public Health Organization.

From February of 1961 till the last days, she headed the P. Stradine Medical Historical Museum, which, so far, has been widely known as a large-scale institute of medical history in U.S.S.R.

### 浅井家文書

竹内孝

す。

竹内

年間に作成されたと思われる「吉田古図」(明治期の写本)には、 を焼失してしまったため正確なことは知り得ない。 町)に医業を以って代々此の地に居住する旧家である。 氏 藩御領分御改帳には、浅井なる医家は載っていない。 田町方絵図・正徳年間の吉田町二十四町指出帳、宝暦年間の吉田 に関しては、第二次世界大戦中に、戦災を受け、 による) 述によると、 島義庵が浅井家の祖先に当するとのことである。現主、浅井岩次 小島義庵・利光礼・相撲李磧等の医家が載っている。 浅井家は、愛知県豊橋市花園町 (明治二十九年生・京都大学医学部卒・皮膚科・泌尿科) 浅井家の家系について その家系はおよそ次の通りである。 (旧三河国吉田宿抱六町並下り 関連文書の (同家の過去帳 元禄年間の吉 この中の小 しかし元禄 其の家系 の口

宗晁—寬備—常三—岩次。 小島碩庵(号義庵)—裕節—祗庵—順庵—玄素—弁安—養順—

け。寛文九七酉年十月九日歿す。以て業となす。正保年間吉田城主小笠原壱岐守忠知より食禄を受路という。元和・寛永年間に三河国渥美郡吉田城下に居住し医を初代小島碩庵(義庵)は、その伝によれば、小島三郎高徳の後

渡守長重に奉仕す。元禄十丁五六月十五日歿す。二代、小島裕節(義庵又は玄素)は、吉田城主山城守長矩及佐

四代、浅井順庵(裕庵・弁安)、寛政二記巳年十二月二十二日歿む。よって浅井と改姓する。宝暦元甲申年九月二十九日歿す。十丁3年武州埼玉郡岩槻へ移封されたるも当吉田に留り医業を営三代、小島祗庵(義庵)は、吉田城主小笠原佐渡守長重が元禄

子となり寛政九丁巳年七月三日歿す。
一大代、浅井弁安は、遠江国磐田郡伊平村の医家山内玄察の婿養大代、浅井玄素(順庵・弁安)、安永九庚子年二月七日没す。

して、 年八月九日歿す。 位を受けた。(誰一) 三河国一円に拡がったという。 家に養子として迎えられ、浅井家中興の祖ともなり、その医名は 磐前郡城平城主安藤対馬守領内馬目村郷土馬目七郎右衛門信忠に なわれ現存していない。完晁は寛政六年浜松に生まれ曽父は陸国 医名を弁安と称していた。終戦以前浅井家の菩提寺である喜見寺 料及書簡はこの完晁から以後のもので、彼は諱は茂喬、通称宗晁、 方でも汲月と号し、 小路家で医道の免状を受け後に富小路卿のお出入医となり法眼 八代、 「藤原法眼茂喬の墓」があったが、終戦後墓地整理によって失 七代、 父は浜松藩医馬目玄鶴で其の二男として生る。 浅井完晁は寛政六年し天保十三年現在、 浅井養順 文政九年飛鳥并雅久卿より梅嶺の号をうけ、 (弁安)は、文化九癸申年六月五日歿す。 多才の人であった。天保十三末寅(一八四二) 完晁茂喬は、 鈴木春山と同じく錦 浅井家に残る史 のちに浅井

六十六才にて歿す。 父)鈴木玄仲と共に吉田の三医の名あり。明治二十年十月十六日、 伊藤圭介、 田謙斎、坪井芳州、石黒忠悳、大槻俊斉等と交り、或は名古屋の 業を男常三に譲り、 の弁安によるものである。彼は、生来病弱にして早く隠居し、 となり、文久三年藩侍医となる。 帰国し、以来家業を継ぐ、嘉永七年吉田城主松平信古の御出入医 わら箕作阮甫につき蘭学を学ぶ。天保十三年父完晁の死によって に出て田原藩士屋敷半蔵門外邸に留まりて藩士の治療を行うかた 田原藩医、鈴木春山について蘭医学を学ぶ。天保十二年三月江戸 之允、医名弁安と号す。幼にして吉田藩校に学び十六才にして、 浅井弁安(文政五年~明治二十年)諱は寛備、 山崎玄庵とも親交があった。大沢玄龍 後輩の医学向上に努め自からも上京して、 資料一豊橋医学舎設立願は、 (大沢謙二の養 幼名は岩 池 家 2

幼名恭太郎、通称常三、諱虔謙、父、浅井弁安に、三男あり。十代、浅井常三(嘉永二年―昭和三年)

### 二浅井完晁について

(1)完晁と渡辺華山との関係

春山と共に華山の処へ依頼に行っている。 完晁と鈴木春山とは、格別の親交のあったことは明白である。 完晁と鈴木春山とは、一通の書簡すら浅井家に残っていないが、 神家の家宝の一つとなっているが、此の時に弁安は父の意をうけ井家の家宝の一つとなっているが、此の時に弁安は父の意をうけ井家の家宝の一つとなっているが、此の時に弁安は父の意をうけ井家の家宝の一つとなっているが、此の時に弁安は父の意をうけ井家の家宝の一つとなっているが、此の時に弁安は父の意をうけ井家の家宝の一つとなっているが、此の時に弁安は父の意をうけません。

一年)に紅毛人の画像を完晁に画き贈っている。華山は天保十二年田原に於て自刃しているがこの前年(天保十

分なものであるといえよう。とのような事実は、両者の親交が深かったことを実証するに充

なお、この「ヒボクラテス像」の画稿のみ現在数枚伝世されてなお、華山画の山水・特に人物の画稿なるものは稀であり、私いるが、華山の門下生には平井顕斉の如き善意の模写の名人があり私い。華山の門下生には平井顕斉の如き善意の模写の名人があり私い。華山の門下生には平井顕斉の如き善意の模写の名人があり私い。華山の門下生には平井顕斉の如き善意の模写の名人がありれない。

(2)完晁と三宅友信との関係

完晁と田原藩の三宅友信との関係についても現時点では明白で

+

一、浅井岩次

(生存)

こにその一端を提示する 猪助(善伸)との交友関係については後述する予定であるが、と 猪助(善伸)との交友関係については後述する予定であるが、と 中に浅井完晁に関するものがあるのでここに引用する。また紫田 はないが、紫田伸吉著(昭和十五年)「善伸翁をめぐる書翰集」の

### 史料

天保十一年六月十一日夜春山来、五月廿六日問合の事に就可也と。官長来りて共に帰り行く。
で来りしと申す。浅井官長あとより来る迄可咄と也。政記、通議し外更等の咄致す。田原候御加番へ春山供に行く。又は
で也と。官長来りて共に帰り行く。

出船にて御帰由也。

できる。

## 三、浅井完晁関係書簡(全)

1、医学館日掛通(木版)

4、食用之定(木版)

引合不」用候ハバ之掛銀御渡之儀堅御断申入候事。 医学館工参集之方々合鑑御持参被」成候事。 掛銀取集人躰被11差出1候節、 朝飯粥、中食一汁一菜、夕飯湯漬 合鑑并割付御持参為」致候。 尤合鑑

今城殿

天保十亥年

御役所闻

銀三匁六分 亥年分

同三匁六分

同三匁六分 卯年分

同三匁六分 同三匁六分

寅年分 丑年分

同三匁六分 辰年分

同三匁六分 同三知六分 午年分 巳年分

同三匁六分

同三匁六分 同三匁六分

医道御家元

同三匁六分

戌年分

御役所

以上一枚刷

3, 証

金壱両之内

右神農殿1為御助成1被」成1御進納1候旨速『可」及1被露1者也。 **1** 金百疋也 印

辛丑七月

医道御家元

錦小路殿役所 (印文·日本医縣役所)

吉田宿浅井完晁老 市川直記 印

奉、窺口上之覚

下,度、奉」願候。仍」之御堅慮之程奉;同上,候。 二被」成候義奉11恐入1候故、此段御達申上候間、 筋ヱ御達可11申上1奉1存候、御出役マデ 一応不11相伺1候ては差越 御箇条書ニ相皆候訳柄ニ候得バ幾重『茂難』拾遺』奉」存候間早速其 添被助及講処右書附之趣ニテハ従先ニ被1仰渡1置候医道御規則之 別紙口上書壱通西郡辺維合医師中ゟ被・・差出・候ニ付、年番差の紙口上書壱通西郡辺維合医師中ゟ被・・差出・候ニ付、年番差 宜御指図被11成 以上

五十二月十二日

西三河 御門人中

市川直記様

喜無量ニ奉」寿候。」然バ野村玄亮一件ニ付、去七日本間氏書状御 5、市川直記宛·中川周景書翰 (仮題) 翰啓上候。 時中薰風相満候処伏以」御尊躰益御旅中御勝」 常欣

中川周景で書被致持参拝見仕、得と両人勘考仕候処、拙者壱人ニ而申遺候下書被致持参拝見仕、得と両人勘考仕候処、拙者壱人ニ而申遺候下書被致持参拝見仕、得と両人勘考仕候処、拙者壱人ニ而申遺候下書被致持参拝見仕、得と両人勘考仕候処、拙者壱人ニ而申遺候下書被致持参拝見仕、得と両人勘考仕候処、拙者壱人ニ而申遺候下書被致持参拝見仕、得と両人勘考仕候処、拙者壱人ニ而申遺候下書被致持参拝見仕、得と両人勘考仕候処、拙者壱人ニ而申遺候下書被致持参拝見仕、得と両人勘考仕候処、拙者壱人ニ而申遺候下書被致持参拝見仕、得と両人勘考仕候処、拙者壱人ニ而申遺候下書被致持参拝見仕、得と両人勘考仕候処、拙者壱人ニ而申遺候下書被致持参拝見仕、得と両人勘考仕候処、拙者壱人ニ而申遺候

市川直記様

尊下

6、前田雅楽・山田勘ヶ由宛浅井完晁書翰
6、前田雅楽・山田勘ヶ由宛浅井完晁書翰
6、前田雅楽・山田勘ヶ由宛浅井完晁書翰
6、前田雅楽・山田勘ヶ由宛浅井完晁書翰
6、前田雅楽・山田勘ヶ由宛浅井完晁書翰
6、前田雅楽・山田勘ヶ由宛浅井完晁書翰
6、前田雅楽・山田勘ヶ由宛浅井完晁書翰
6、前田雅楽・山田勘ヶ田宛浅井完晁書翰

七月五日

山田勘ケ由様

貴下

7、浅井先完晁(市川拝)書翰中村怒蔵

の(野)

菅生泰輔

道碩

八王子 河辺玄英

河合 謙

村原謙良

小塩津村 水野春道

葛野宇仲 一合秀橋

加藤謙吾

江比間 鈴木完義 高橋玄幹

片神戸 鈴木玄哉

佐久間俊命 広田秀山

も宜く」貴何様より可、然□御□成候べく候。」何れ十二月中旬頃(ガカ)(欠損アリ) 何参候」及拝顏可11申上1候奉11此段御賴申上1候。 座候得共、御存付」被達通、 春山公御帰国之日承知仕」恐悦奉」存此度別紙も」呈心至ニ御 出京取紛候」及三失敬 候間、 何事

市川拝

十一月十 浅井先生

一四日

8 浅井完晁、 竹山正路書翰

書面中の地名は、何れも渥美郡及豊橋市にふくまれる。

御下

乱書不文御推覧可」被」下候

申候。且又」錦小路様より三州巡行之事何も」直々御咄合も御座 委細」承知仕候。 又々御下向候ハ何成共」 御帳面以下御書改可」 去年浜松へ下向之処、御□書」延着ニ付御代人に差下シ之由。

> 申候。関白様御辞職」之御儀も一向伺不」申候。御高年""不」被」 申候儀二而候無之哉。 御沙汰も」御座候哉。是迚も取止言 新嘗祭一式吉田『而有」之例之堂上方御参役共一切無」之候。 成共」錦小路様エ御引合可」申候無「御遠」慮「御頼可」被」成候。」 為」在候間御辞退無」之御儀"被」致候。 候一両年之中。」東宮様御元服可」被」為在哉」准後御方様立後之 分一切無」之迚茂一両年之内」御那位と御沙汰無」之哉之風分」仕 之候事に 候事ニ有」之候へ共」巡行之人物難手合□ニ御座候哉」子細茂有」 、一両年之内御即位被」為在」候 、新嘗祭之儀者諒闍中二 | 候間去年者吉田社人五事仰付 併貴公様ニ」御迷惑之筋合も有」之候へハ何時 御様・・御事ニ」被為在候間宮家者共相伝」(伝カ) (伝カ) 之旨御当地ニ而ハ左様之」風

り」御上様御服於:1鴨川清所|幕四方ニ引廻シ警固御巌重ニ而御焼 中納言様、宰相様、 捨之儀吉田社人大稜申上候由二御座候。 捨ニ相成尤御堂上方迄も御便所 "而御焼捨□御座候。」御上様御焼 候去年十一月廿二日於二」宮中様1大秡陣儀」、大臣様、大納言様、 、去年より諒閣中」御上様以下御堂上諒閣中」御服皆々相改り 御無役 "而御治定有」之」 御服本之色他 二相改

を尽し」御薬調進仕り候得共、一向御薬功も」不、被、為」在、当 初御欝性被」遊候処遂ニ御癆ニ御病移り、尤」宮医多人数段々手 在候様」春より御違例。被ふ為」在御再発ニ而重々御重り被」遊、 王。少納言樣御下向有」之候」。当十一日御発足二御座御。 御殿二而御誕生被」為」在御」 欽宮様仙洞様、 御皇女二被人為人 171

一、関東大御台様従一位」御宣下ニ而位記御持参ニ而」

清岡内親

故下シ申候子細ニ候。」 在候。 着用甚立派。而御座候」。其時之」宣命之文別紙二写取余り珍數事 、去年山陵使与申而」 御事二御座被。 御使」鷹司左大将様其外副使」御行粧皆々諒聞之御服」御 仙洞様御追号」光格天皇御定二被為五在 御追号ョ泉涌寺之陵二而」 宣命「而被」為」

候儀奉」存候。

書遣」度御沙汰致如此 此品者甚軽少之御品二御座候へ共」、 一候。 御頂戴」 御座可」有之候。 御当地之産ニ御座候間 何も早々

一月十四日

御殿

竹山 正路

浅井完晁

追而時候御自愛御座候樣二爱」每々御機嫌御伺」 殿様より茂厚

> 9 御答迄 置不」申候而、政事之」筋"おゐて不行届義"相当,候御」地江御差 り公辺江御進達 『茂可 "相成」」様子 "相聞申候左候得者、 様御領分東ケ谷村」浦難船 候て帰国被」仰付一被」下候様其筋役人共申出候間此段奉」願候。 も」多分江戸表江御呼出ま可」相成候」哉夫」より可之処得与糺シ 紀州并『摂州船両艘』 "而散乱荷物不正之儀共有」之此」節紀州よ 面之趣」委細烈!承知|御。且又中務儀先比より当」 回三宅土佐守 上」京之旨御達二付致二上京一候由」右二付段々被入二御念一御御紙 貴札致,,拝見,候。然者浅井中務」儀此度業体之二付急々可」致, 竹山正治·木邨大炊宿·大久保彦八郎以下三名連名書翰 御座候。恐惶謹言 一条之儀ニ付尋之儀有」之」右難船は 中務儀

大久保彦八郎

直□花押

松平八右衛門 忠直花押

松井主馬

新藤右衛門

親賢花

安敦花押

竹山正路様 木邨大炊樣

註

樋口誠太郎氏のご校閲を謝します。 才にて歿す。

学んだと思はれるが実記すべきものがない為略す。 蘭学者鈴木春山と完晁の親交より考えて完晁も春山より蘭学を

### 註

橋医学舎設立願、日本医史学雑誌·18巻4号) 新藤家、吉田城主松平伊豆守、家臣御匙頭新藤龍揮の後裔

### 註三

書簡紫田善伸翁書簡集として残る。 江戸と吉田との間を往来して当時の一流の蘭学者と交友ありその 術に留め米価記其の他の著作あり。嘉永二年、六十七才にて歿す。 紫田善伸は吉田藩士にして、通称猪助、恵進園という。心を治

### 註四

### 幸蔵・三宅友信

三英等を支援した隠れたる蘭学の先覚者である。明治十九年、八 誌」、「鈴林必携」、「泰西兵鑑」等の翻訳編纂あり。巣鴨の隠居、 大手の隠居と書簡にあるは友信のことである。華山、春山、長英、 鉄等の別号あり。自らも蘭学を春山に学び、西洋人「検夫児日本 幼名鋼蔵と称す。字を友信、号を毅斉と称し、王山・芳春堂・片 三代康明の異母弟である文化三年十一月江戸麴町の藩邸に生まれ 田原藩主第十一代三宅康友の庶子にして、第十二代康和、第十

(つづく)

## 堀内文書の研究 一〇

片桐一男

# 第二三九号文書 高橋玄勝書状 志賀八右衛門宛

有」之、大通詞御免被二仰出一候而、唯今二て定次郎弟六次郎与申 成候処、漸去月廿日、吉雄定次郎与申者五入門仕、直ニ寄宿仕候、 将亦先達而茂申上候通、御奉行御交代等ニて、入門之義甚延引罷 御義奉」存候、随而私義無異罷在候間、乍」憚御休意可」被小下置一候 無い相違い功者ニ相見申候、癩疾之義ハ得手と相見候而、当春も両 之義ハ幸作ゟハ宜敷御座候与ノ沙汰ニ御さ候、寄宿之上相窺候処、 年齢ハ三十二歳与申候得共、若年ゟ幸作療治ヲ引受仕候得者、 外治一ト通ニ取掛、諸生同様ニメ治療之事ニ心を尽し罷在申候、 幸作去秋中古人ニ相成申候、定次郎義者弟エ訳家を譲り、 其身者 相談等も仕候由、既ニ解体新書之序者吉雄之序ニ御座候、然ルニ、 候、右幸作五者杉田玄白等茂入門仕候而、江戸表罷出候節、毎度 者立跡を譲り、未六次郎義者若年之事ニ付、定次郎後見仕罷在申 吉雄家之義者、代々高名之訳家二御座候処、先幸作之代無念之筋 三人療治有」之候処、皆全快仕候由、 筆啓上仕候、冷気愈増候得共、益御安善被」為」在候半、珍重之 尔シ和蘭陀ニ而茂右症之義

> 相分り、一流ニ絡を割、破血等仕候義ニハ無「御座」候、尤銕針之 而者、入ニ手不」申候、右薬剤相用候内、刺絡之症与銕針之症与 御座」候、此表ニ而も容易ニハ得がたく、役人之方は相頼不」申候 も御座候得共、先ツ者蛮薬之水薬ニ御座候、メリクリユス、ステ 者、煎湯ハ相用不」申、蛮薬之水薬ニ御座〔候〕、症ニより段々治術 神代相施しハ絡を割、破血仕候事ニ御座候得者、論異り候共、術 絡ヲ腐リ、 追々可11申上1候 義ハ、東都片倉玄周相施し候銕針ニハ無」御座」常之焼金ニ御座候 レキハートル、トリシス、右三品ニ御座候、いつれも日本ニハ無 之技葉之事を致居候と申ものニ御座候、追々病人も相見え候間、 存候、是迄和蘭陀流と覚居候ハ、此表江罷越候而承リ候得は、誠 人立施し候義不い相成、此表ニ而見聞仕候上ハ、相成可」申義与奉」 是等之術ニ御さ候得者、自」古相伝之事ニて仕方御さ候而も、病 ハ格別之義も無「御座」候、此表之術ハ銕鍼等相用、或ハ刺絡服薬 難治之症と相成候由、 京摂ニ而承り候とハ異リ候得共、

御座候得共、大家之分ハ格別之義無,御座」候、 を諸生多集り候地ニて御座候得は、其家々之式ニて入門之節ハ何程、又神文之節ハ何程、祝義等遣ス抔と申義者、其家々ニて違むのが何を諸生多集り候地ニて御座候得は、其家々之式ニて入門之節ハ何と。 を諸生多集り候地ニて御座候得は、其家々之式ニて入門之節ハ何と。 と前と、「一人物之義者、前文之通、諸生同様之人ニ御座候得は、法術を

不、申候得共、田舎之義御座候間、京摂なとゝハ違可、申候、尤其年中見合罷越引合申度奉」存候、其人物者如」何ニ御さ候哉、承り之、右方書於言京都;写置候得共、 薬品之義相分不」申候ニ付、 当一 此表、鴨池雄甫与申外科御座候処、右家方ニ癩疾之治方有」

者難症与申候由、身体之絡中ニシュルト申もの有し之、其為ニ血

候間、万事油断者相成不√申候、人ニより金子を以報不√申候而は伝受不√仕なと申唱候人者小家之人の場所のでは、全躰当所ハ唐和蘭之船之入候地ニ御座候得は、義可√有√御座一候、全躰当所ハ唐和蘭之船之入候地ニ御座候得は、表の金子を以報不√申候而は伝受不√仕なと申唱候人者小家之人ニより金子を以報不√申候而は伝受不√仕なと申唱候人者小家之

由ニ御座候、唯今ニ而者ケ様之術者和蘭ニ而茂無」御座」定次郎申事ニ御座候、唯今ニ而者ケ様之術者和蘭ニ而茂無」御座」宏悪液を出シ、不日ニメ全愈仕候由、祖々父之咄之由ニ御さ候由、療治ニて茂治不」申、和蘭陀人江相頼候処、育ヲ割、彼之シユルト義不」相成、依而幸作江寮治相頼度由ニて当地江罷下り候処、幸作義不」相成、依而幸作江寮治相頼度由ニて当地江罷下り候処、幸作義不」相対に

未格別之病人茂無二御座」候間、 蘭江罷越修行仕候由、 候而者是悲相成不」申候、唐人之術ハ愈不」宜、勿論中華ニても和 候ハ、珍敷事をも可」有二御座」与奉」存候、 ト通相尋候得共、蘭人出帆ニ付面談も相成不」申候、追々面談仕 左衛門・唐人通詞神代太十郎等立京都より書状持参仕候ニ付、 義出来兼申候、 中々不言容易1義、 扨亦和蘭通詞加福安次郎・馬場為八郎・楢林重兵衛・本木庄 此表ニて投薬仕候ハ皆蛮薬之事ニ御座候、其薬品相調候義 罷下り候而此表迄申遣、取寄候様ニ可」仕与奉」存 依而者、 其御地立も蘭学ニ精人出来仕候様ニ仕度候、 此表之術於以其御地」るゝ相施し可」申 追々可11申上1候、猶期1後音之時 外治者和蘭二無二御座

十月五日

志賀八右衛門様

人々御中

註

元年(一八〇一)十月五日付の書状となる。 月十六日、享年七十七であったから、本状はその翌年たる享和成中候」とある。吉雄幸作の歿年は寛政十二年(一八〇〇)八成中候」とある。吉雄幸作に言及して、「幸作去 秋中 古人ニ相

· 高橋玄勝 = 米沢藩医。

志賀八右衛門 = 米沢藩、仲之間年寄。

・六次郎=吉雄幸作とその妾サヨとの間の子で、定次郎の弟。天明五年(一七八五)、幸作が六十二歳のときの生まれ、六二郎、村治郎とも書き伝えられる。実名永保、のち文化十一年正月にた治郎とも書き伝えられる。実名永保、のち文化十一年正月にたが郎―吉雄幸作とその妾サヨとの間の子で、定次郎の弟。天野村立栄『免帽降乗録』参照)。

定次郎=六次郎の兄。父耕牛(幸作)の医術を継ぐ。

神代=神代多仲か。

メリクリユス=Mercurius 水銀

ステレキハートル=sterk water 硝酸

トリシス=dulcis (mercurius dulcis 甘汞の略か)。

片倉玄周=片倉元周=片倉鶴陵。

計と見けるなと、誰かれに咄し笑ハセ待りて、 をひるかへして、もゝとせを我か定命と覚悟し、 十歳まてもと思ひなから、欲に限りのなき世の中と、少し心 ひ既に六十歳におよへり、老て御定りの欲心おこり、 われ不老不死のくすりともいふへき妙薬の酒の徳にて、よい 三月三日 もゝの名に 最早四十年 我かよハひ 天童にて 五十年ハ余

是非もなし、少年にして死ぬるかと思ひけるか、ふしきにハ かく申すてゝ、帰郷のゝち、はからさる病ひにおかされ、す 魂ぬけむとしてよミかへりけるうれしさに、 てにかふよと見へたるにおとろき、誠に老少不定の世の習ひ かたつふり 漸ツと尋て もとの殻 右百五十歳ト見侍ハ、六十歳ハ少年か 若年トモいハんか

## 一四四号文書

剤奉」願候、書余拝顔申上度、早々頓首 病症追々快復二赴候由、先日幸便申越候、 歇蘭度第二巻目為」持上申候、御落手可」被」下候、扨又塩谷 寒威日増候処、 何分多忙其後見舞不」申候、此上とも宜敷御処方御投 愈御佳適奉11拝賀1候、然ハ先達而御約束之扶 種々御丹精奉二感

## 第二四五号文書

鳳曆之御慶

百四五

清福御迎陽被:成下:度 鳳曆之御慶千里同風芽出度申納候、 先以御閣家樣被為揃、益御御

何事も 風の吹 隣から 命をハ 年一ツ 子供等の 二日灸 一とハ めの覚て 旅に居て ことつての 十返りの 上下の 今日ハ今年の のへぬにけり一 隣の話 方をしるへや あつミのしれる 二日灸 影うつろふや へたな内ほと への字ニちかし きく程てをし 戸を明るなに 手にくちらすや 雲かゝりする 答やちかふ 二日灸 皮とふし 野梅哉 おもしろき 松の花 松の花 一日灸 帰雁 帰雁 春の豆

## 第二四六号文書

及二御挨拶一不」申候、以上、

事を申入候へき御宥恕可」被」下候、書余ハ先日之御返歌をも相含 たく存候、きのふハこゝろいそかしく、他事にして粗略なる御返 かき御志おりとハ、御志不らしき御事、何と得て言葉ニハ尽し参 徳にあらすしてハ参候日事の、 御重の内にして、寒日之しのき不」過」之、別而楽ミ申候、是御深 其上見事なる御さかな御取添、随而橙と美き御さかなかすくへの らさる御恵投、扨てくく是ハ御出来もよく、不」残賞翫いたし候、 寒威つよく御座候へとも、弥御清福之御事珍重ニ存候、先々昨日 者御懇書被」下、殊に何よりの御蕎麦を被」遣被」下、 其伝を得て万鏤可い申演」候、先々草々 かゝる仕合もあるましく、誠にふ おもひもよ

いそかしく

丙丁

御直披

東方愚人

家伝方

第二七三号文書

家伝方

膏薬方

切無名腫毒雞疽発背疔瘡獅毒流注湿毒臁瘡 白歛 苦辛銭 川鳥頭 木鼈子 草烏頭 連翹 鼻角 白芷 柳木 白及 官

万応膏八上治風寒湿気所傷跌撲閃挫傷損一切疼痛皆貼患所及治

棗木 槐木各五 乳香各四 麝香四 胡

麻油三百二

時三二イヨヲ入黒キ色二成トキ水エ入レ加減ヲ見乳没ニ味ヲ 打テ見ルニ打ル、眨布ニテヨシ渣ヲ去リ其後亦煎シ茶碗ニ水 極末ニシテ入煉堅而麝香ヲ研交 ヲ入レ右ノ油ヲ三ゴニ付テ水ノ内エ落シ見ルニ玉ノ如クニ成 右刻散胡麻油ニ浸シ一宿ヲキ其後煎シ薬炼色ニナル時取 出

111-11

チリコン 油夏百銭 主治貼一切腫物速破吸膿和痛也 丹夏五十銭 或五十銭 錬方口

右豚油エ冬葵大蒜ヲイレコカレ色ナル迄煎シ渣ヲ去リチャン豚油質 冬葵 大蒜餐十 松脂 黄蠟 チャンキ四 松脂蠟ヲ入レ布ニテシ漉シ用ユ

又方

右子リ様如前 胡麻油二百 7 ル が銭十五 フクシ ユート同 蠟斤八十 チャント

ストリヤー主治忍冬膏ハチリコンニテカブル、時用ユ 麻油黄 瘡ニラ、ンジャニ合テ貼ス ヘト二十 青木葉 **齊** 銭五十 克麻子或十 牡蠣銭十 頭瘡耳

入レ又コシ用ユ 右油ニ青木葉齊ヲ入レ煎シカスヲ去リヒマシ牡蠟細末シ蠟ヲ

フランコ 茨油百五 白蠟黃 片脳共五 主治一切小瘡火傷 唐土线

1 サ 油 ヲ煎シ蠟 ヲスレ 煎シ片脳唐土ヲ入レ其儘布 7

アトストン 切 金瘡

豚油黄 銭五 没薬 唐土哉十 乳香銭 片

右油ヲ V カキ 煎 マワシサメル時龍脳ヲスリ入レ 3 E = 1 3 ヲ入レトカシ片脳ヲ入レ其儘唐土没薬ヲ

ル イテ 銭一 主治 丹几分七 切腫物口 麻油少 不 開 = チ リニ 合テ貼用ス

巴豆

主治ハチリ 味生ニテヲ 1 U スト 2 麻油 1) = 和合ス

末ヲ加フ ニテカプレ タル = 用 工 甚 痛 = ハ乾姜

生肌 **瓜玉紅膏** 右油 ヲ煎シヘト ヘト各二 主治下 疳瘡毒 7 麻 チリ 油鐵 2 ル ハヲ 五六銭十 入煎シ渣ヲ去リ蠟ヲ入ル

麻油質 白芷半 銭 白蠟五十 甘艸銭三 当皈 蠟 銭四 牛 1) V 血 半二銭 軽粉 紫草二

右子リヤウ前ニ同

マンス 主治金瘡及諸疼痛

前 チリメンテー ノ油ノ内エ入レル也但シ乳香没薬ヲバ鍋ヲヲロシテ後ニ入 薬煎シコ 麻油二百 ナ拾銭玉乳香没薬各五銭丹ヨク細 ケ色ニ成時ニ少シサマシテ布 肉桂 連 大黄 ニテ 末ニシ コ 2 縮砂 粗ヲ去リ ・テー斤 川芎

> テ 3

ツカ ンフラン 松脂但シ 銭 蠟各百 枯礬 ハチリニテカセタルニ用 五各 油銭二百 乳香 銭十 烏賊骨 油

鹿油

ズ故ニ クンロクヲ用 テョ

云

味煉用ユ油

工酢ヲ入レヨクマジエ合

プリ々ノキエルヲ度トス但乳香子

ハリ

アリテ此膏ニア セ煎スレ

7

ハプリ

青膏エルハサ 青汁线十 主治腫物口 椰子油 不開 豚油

黄蠟

銭四十

ウクユント 右四味 主治 切腫物

麻油銭二十 脂松二十 黄蠟 銭三 杉脂 没薬 銭-乳香 銭一 薰

右油 = 松杉ノ二脂ョスレ次ニ 蠟ヲ入没乳薫三味ヲ段 A = 入

水

V 右油江山 ホリコス ラトロ油百 椒 主治瘡毒痼疾久疥瘡小瘡 葉ヲ入煎シ渣ヲ去リ唐土ヲ入レ鉛乳二味ヲ入煉 犬山椒葉二十 唐土二十 鉛硫黄焼

堅スル也

工 I ス ヒスヤコン ホ 故痛口不開時付尖貼之 右酢蜜ヲ煎シ丹礬明礬ヲ入煉ル ンシャ 酢 五十銭或 主治消肉開 主治癰疔毒肉不取痛甚 明礬末或十一銭 口瘤之口貼之則肉減 ナリ

信石銭三

右松脂蠟ヲトカシ信石ヲ入煉堅スル也

ル イナテ ロツフトウリョ 主治疣黒子腫物ノロヲ開 カルヒイハ ヘルメラン少

コシニョ

ーカス

主治散湿腫痰痎

ナモミ ア子ツン イノント銭十 アルタ草汁銭十

右七味

コウフラン 口排膿 主治吸毒肉抜毒及行之痛不叶針炙ノ時此薬ヲ用テ開

右五味ヒイホラヲ刻テ油ヲ煎シ蠟ヲ入以解為度 ヒイホラ美 マンテーカ 椰子油 麻油香二十

ンコウムス 肛痘風瘡也 主治癰疽発背及疔瘡大頭風腫風毒癭瘤痔漏瘰癧脱

コ

ホートモーミ 忍冬銭五 附子 肉桂 当帰 呉茱萸 川芎銭三

右麻油七十銭ヲ以テ六味ヲ浸スヿ一宿ニシテ煎テ黒クナル時 カスヲ去り蠟ヲ入布ヲ以テ漉ミイラヲ入ル

奇香油 主治小瘡及皴 白祖五銭 沉香三分銭 丁子五 桃艸五銭 薰陸二銭

猪油六十 龍脳分七

ヲ シコロショロン 右九味練堅ス 右八味 瀝青线十 主治打身蹇骨痛無名痼疾骨蒸 没藥無十 椰子鄉十 乳香美十 杉脂或十

> アマレロ 椰子油铁五 主治諸腫痛和能 アマレロ銭 鶏子黄分

金華膏シャク 蜜蠟三十三タ 麻油五拾 五倍子 主治金瘡湯火傷

黄栢 欝金 紅花 甘松 猪牙皂 枯礬夕 蚤休五リン

右十二味調煉法唯授一人之方也

ビリンセイカ

諸腫魔関薬

エンフラストテペンシヰヒョム 生茄子 大小数百細ニ剉シ濃煎シテ滓ヲ去リ再煎為膏用 冷性 打撲血症或金瘡蓋用之又

麻油百二十 骨節疼痛燃腫血熱甚者皆貼 蜜蠟百九十 赤石脂二銭 麒麟血三十

没薬

油蠟赤石脂鍋ニ入レ水五合加イ煮テ水気尽ルヰ麒麟血ヲ入鍋 乳香銭十

油薬方ョーリョ

ヲ下シ没薬乳香ヲ入煉貯

同カモメリ熱性 ラーリョローサ性 主治止痛退熱消腫 薔薇花麻油ニ浸了三四月以布去滓硝子二収貯

主治冷痛ヲ温散シ能ク筋ヲ延ス大小便不通者湯調

同イベリコン性 腫ヲ散腰痛温散ス耳疼痛ニハ温メ耳中ニ滴ス耳中膿水出者大 良夏月花ヲ摘取リ隔日ニテ薬研ニ摺麻油ニ浸シ日ニ晒色燕脂 如クナリタルヲ収貯数月ニシテ去滓用ユ園圃ニ種置朝ニ摘 主治金痛湯火傷能痛ヲ退ケ肉ヲ出ス又筋ヲノベ

ス

V 1) 1) 合花花大ニ色白モノ製治同前 産難臍下温塗テ易産卒中風温腹亦功アリ又打撲ニ功アリ百 31 ロン温性 主治筋ヲ延ベ肉ヲ和ケ婦人諸病乳腫等甚功ア

同 テレメンテーナ大 服ス此薬蛮舶齎来無和製 ガタキ者カモメリ等分塗リテ良功アリ脚気筋気石淋湯ニ滴シ 主治金瘡肉ヲ生シ筋ヲ渡シ手足攣急歩行シ

カリニーヤ性 雞子白麻油等分能カキ雑武火ニ上セ雞子白能堅マル時滓ヲ去 キ毛ョク生ス面瘡湯火傷金瘡打撲傷損甚妙也又諸堅腫ヲ和ク 硝子収貯 主治寸白虫諸疝睾丸腫大之者温塗リテ湊理ヲ開

ルータ ク邪魅ヲ避 主治風腫 大風色紫黒諸悪瘡諸虫蛟毒ニ塗テ妙也此 物日

等 アルタ中関連処々ニアリ甚タ生な葉花共二 如シ 麻油ニ浸シ製方ロ 1

同ラ、ンデヤ性 之患ニ良也痰飲ニハ湯ニ調服ス亦良也 生榕村富十 麻油 主治風邪ヲ去リ痛ヲ止気血 右油ニ 浸シ数月ニ シ榕柑爛ル 7 散シ面 瘡惣テ上部 時 布ニ テ

カラアホ性 丁子油ナリ製法筆記シガタシ 絞り硝子ニ収貯 シ又諸虫ヲ殺ス湯ニ滴服スベシ 歯牙疼痛筋攣縮中風脚気諸冷痛温塗ル湯ニ滴シ服テ

金宝丸

楊梅皮七十

胡椒

胡黄連各七

白檀各七久

分:

丸散方

三白散 葛粉 主治 切小瘡切疵タ、レ 石灰厂 = 用サシラケトモ云葉ラモ セミ出シ其汁ヲ

三能散 黄柘生 主治 同黒焼 天花粉各十 切小瘡或火傷和油貼之 同焦 右三味等分細末ッ用

小瘡薬 白丁香末 梹榔子 両 主治一 切腫物口不開ニ醋ニ合セ貼ス 硫黄両 白粉十銭 右末麻油 = テ煉リテ瘡惣身

軽花散 右細末和調麻油 ニアラハ男ハ陰丸女ハ乳ニ付テ可 主治諸瘡 土龍士 天花粉五 也 軽粉少

真珠散 小児蚊口 主治下疳腐爛不止加諸薬用 雄黄 明九 各等分フランコ ュ = 加ヒ引ク

四黄散 只珠一銭代= 主治積年ノ悪瘡 軽粉一本作一両

大黄 右末シ瘡ヲ洗ヒノコヒ付ク日三度ス 黄蓮 黄芩 黄栢各

蘇人散 テ ヘンシヒホ 小豆 右末ヒリンセイカラ加ヒ関薬ニ用ユ瘡腫ニ 大山桝各二 黒大豆十一 蠢 主治関薬痛甚者加天南星乳腫風 文 結 蒲黄五 榆白皮生十 甘草二 ハ和酒和 毒 無名腫 醋 也 用 黄柏

延齡丹 木香五知 縮砂 龍脳気 沉香 麝香二分 辰砂 萆 挠

疳 六味水三升ョー 瘡毒 黄柏 升二 蓮 葉 煎シ用 車 中前子 1 7 ~ 乾 松 石菖

塩

右

疣 地 灣子 陳皮 明 しかテ 洗分

下疳洗薬 IJ 剉シ甘草 主治脱肛 子 キノ白根手一 痔洗薬 銭加ヒ大茶碗二水一盃半入一 東ニ 切 テ三本剉シ白大豆十二三粒皮ヲ 盃ニ煎シ洗フ

カラ握ニ ソハコ 銭二 五倍子銭 右水五升入レ二升五合煎用

## スベ 薬 主治 梅 瘡骨痛

7 分各 痛 日 7 止 = 腫 ナ 4 -本ツ 3 スミラ シ 1 辰 龍脳分一 本ヲ三度ニタクナリ諸薬シ 砂 人参 筆ノジク程ニフトサモ長サモ 沈香 鳥ワウ ル 水銀 シナキ 朱 = 用 2 麝

#### 跌 撲

**疵骨ツキノ薬** 楊 梅皮 天花粉 楊梅皮大 小麦粉各等 梹榔子中 七 右末ニシ ンクツル テ酒 -1 ^ 用 ュ

筋 渡 方 活楼根 天南星 黄柘 河蟹 テツカウナリンケ板ニ付テ日ニホシ粉ニシガの甲ニ付テアルヲ第ニテコ

D ラン + 粉五 葉 霜 百草 右客等分 銭五 乾姜十銭十 麻油 テ 煉 各酒二調ヒ用 テ 付 ナリ 7

## 中

舌 咽 疵 テ 通 ノン ガラ治 . K. ル 五倍子八銭 方 -吹入ル チ + 根霜 白九烷 -鈛 シテ茶碗 無名異同 ニスレ能 乳香 クスリ 没薬 テ 管ヲ 銭二

舌疵 中 ・ノ妙法 黄柏 銭 金銀花二 薄荷 桔梗 右八 天花粉 、味細末 = 兵榔子各々 テ 班ニセ 子リカク ルナリ

蒲黄 疵 二振 血カクベ シ

又方 神妙也 茨花蜜 ニ煮滓ヲ去リ疵ニ 塗 ル × IJ D 1 + 1 名ク 口中諸病 =

鵝掌風薬蘭 右四 サ ス手洗ヿヲ忌ム 「味麁末ニメ火 石 蒜両四 其根ヲ干テ用 二入使的藥烟 ユサケ 薫 患 蜀 漆一 心処ニ 何ソ 部 根両一 蓋 テ 胡 烟ヲモラ 椒

鼻 治酒皶鼻方 持同方 水ヲ以トキ鼻攤付 常食後用之 黄連 石榴皮 葛根 連翹 〇外ニ石膏 石膏 枯九 薄荷 ル也 桔 銅緑各等 黄芩 梗 久年重キハ百 辰砂 升麻 生甘草 右三 黄 右 連  $\pm$ 味 日中 大黄 細 一味竹 細 末メ鼻中 八五 末 葉三片 芒硝 中日 乳鉢ニテ摺り 江 付 軽 入水煎如 Ш ハ三十 梔子 ル

治 楊 梅 瘡方山浦玄蕃家 川芎春五 甘屮 水 目一 1 舛 当帰五 = テ計 ~ 2 生湯 白 1茯苓

白

日ニメ効アリ

姓五合入二姓 尾ーヲ去腸右 右 度二用也則 何 モ中御ニ ノ布袋ニ薬ヲ ニ煎シッ **ソ包袋男子黄鶏雌女子ハ** 番煎シ也二 メー 一番煎 日二 包入鶏腹以糸縫瓶 朝昼晚三度 3 リ山帰来一斤割三右 黄鶏雄ヲ用取 = 用 -テ煎也水 但 舛 毛 リ鶏薬 ヲ 切二

二姓五合入一姓五合煎二日二分ヶ用四番二水二 同二入煎也水二姓五合入二姓二煎二日二服用也三番八水 二姓五合入一姓 腕拔之段 鑓留之鑓

二煎一日用ナリ総テ七日二用ユルコ也

藁和 散文五 索五分後産ツ 補同種後酒灼 蠢同 人参問ハ去ルル 卯一タ不

安神散 山薬 茯苓 茂 茯神 遠志各二 桔梗参各一 木香五

益中散 方干明鑑遺精門治泄瀉ノ聖薬也 右末ニメ温水ニテ送 下本方加麻香名妙効散

右為末温水ニテ服ス夏月白木半減 白朮一陳皮 芍薬 茯苓各五 甘一

香蕾散 治霍乱吐瀉身体困倦頭重煩渴自汗 白扁豆 金粉 当帰末 右等分湯テ服ス又忍冬煎汁又ハ陳皮&三 甘草分 香薷为十 厚朴为五

骨ヲ折ルノ、 四物湯ノ煎汁ニテモ服シテョシ 赤金粉

第二八二号文書 伊東流早鑓表之箇条

伊東流早鑓表之箇条

盤石通リ之鑓

乱職之鑓 乱頓之鑓 劔縛之鑓

段

手伝之鑓 岩砕之鑓

細煙之鑓

以上

鍔破之鑓 指合之鑓

捨鑓 小車之鑓 眉間落之鑓

陰之簡条

柄砕之鑓 種々之鑓

俤之鑓 浪分之鑓 人分上之鑓

履返之鑓 七重劔之鐧 秘伝

以上

口伝

以上

右巴之鑓

仕打劔 打仕劔

目付之位

詰ル位

打処之位 手之内位

勝手利有

無之位

以上

**夢想之鑓** 

夢想之段壱国壱人

拾丁壱挺口伝

夢想之太刀

上村磯大殿 文化元甲子 六月廿六日

摩利支尊天

高木形部左衛門昌盛

伊東紀伊守入道佐忠

谷口五左衛門始次

谷口次右衛門直能

以上

忠久 (花押)

矢嶋勘左衛門吉倫

小幡弥五右衛門長富 小幡善四郎長宜 小幡内膳長昌

劔失刀

乱正之鑓

突留之鑓

巴之心持第一

劔先雲形迄六寸弐分也 夢想之皮三尺四寸弐分

## 日本医史学会例会記事

# 十二月例会 十二月二十二日(七

# 議室

二、短命であった大阪舎密局
一、来日イギリス人宣教医パームの著作について
蒲原 宏

当日、蘭学資料研究会との合同で開催。例年の通り、例会のあ以上の抄録は「蘭学資料研究会研究報告」二七七号に掲載。二、佐藤尚中の「済衆録」自筆原稿 小川鼎三

# 月例会 一月二十六日 (土)

とで懇親会を行った。

、脚気病院とその後

・ トラスト との後

・ トラスト との後

・ 大塚赤男 ・ 大塚赤男

赤小豆療法はのちに海軍の高木兼寛の洋食採用、麦飯採用によっ 低の遠田が一転して最高の好成績を得ることとなる。 数値を重視すべきであるとの見解である。 もあるので、全治なるものの意義が比較的薄弱であり、死亡率の が論じられたが、同一患者が年に数回も発病全治するという事実 た。つまり、従来専ら脚気全癒率の数値によって漢洋医学の成績 つ『脚気病院第二報告』、 演者は当病院医員の一人遠田澄庵について若干の新資料を得、 は、すでに再三にわたって先学の方々によって論じられている。 明治一一年に設立され一五年に閉じられた脚気病院につい 『同第三報告』に基いて、 この場合、 私見を述べ 遠田の麦飯 全癒率で最 7

> していよう、との説を述べられているが、その真相究明が望まれ を今の時点で十分にほりさげてみる必要を痛感した次第である。 る。いずれにしても、ある意味で明治の歴史を左右した脚気問題 けでは説明できない。少くとも衝心脚気については黄変米が関与 いる。東大薬理学の前教授浦口健二博士は、 次郎は脚気の原因はカビ米であろうという注目すべき説をだして る愛国的心情が背景にあると思われる。 そ違へ、米食擁護論である。これには鷗外ナウマン論争にみられ 軍軍医森林太郎も何篇かの論文を著わしているが、ニュアンスと 柴三郎が批判するなどの事件がある。 青山胤通も病 原 菌 説 方、大学では緒方正規が脚気病原菌を発見したとし、これを北里 軍医による陸軍兵食批判が新聞に発表され、 に、なしくずし的に麦飯採用に移行していく。 に堀内利国が独自の判断で第四師団に麦飯を採用したのを皮切り 下の陸軍上層部ではなかなか兵食改変にふみきれず、 てその価値がうらづけられる。脚気を感染症と考えた石黒忠悳以 この辺も北里対大学の対立を深めた原因に数えられよう。陸 またこの間にあって榊順 脚気はビタミンBが 問題となった。 日清戦争後、 明治 であ

本講演は次号より原著として掲載する。一、宇田川榛斎の「遠西医範」と「医範提綱」

二月例会 二月二十三日 (土)

「遊相医話」と森立之(枳園) 於慶応義塾大学医学部第一

切手に現われた癌

蓮見 武爾

# 鮫島近二著『明治維新と英医ウイリス』

日本における西洋医学導入の歴史を論ずる場合、避けて通るわけにいかない存在にウイリスがある。一時は医学校兼大病院(東大医学部の前身)の長として日本医学界の頂点に立ちながら、政大医学部の前身)の長として日本医学界の頂点に立ちながら、政大医学部の前身)の長として日本医学界の頂点に立ちながら、政大医学部の前身)の長として日本医学界の頂点に立ちながら、政大医学の人でいる。

にありがたいことであった。博士の手によって刊行されたことは我々後学の徒にとってまこととりくまれてきた故鮫島近二博士の表題の遺稿集が御令息の達也とりくまれてきた故鮫島近二博士の表題の遺稿集が御令息の達也

スが治療に当っている。 じられているが、 三年には、「四月十三日には横浜に軍陣病院が設けられ、 かである」と素直に前説を撤回されており、 病院に居った事は確かな記録がないから怪しいものであると述 が、同年十一月には、「私は前回の講演でウイリスは横浜の軍陣 ることができる。たとえば昭和十年四月の時点では、 なされていない。従って同一のテーマが時代を異にしつつ再三論 横浜の軍陣病院に関係したと云ふことは疑はしい」としている 遺稿集であるから、 その後の調査によればウイリスが軍陣病院に居った事は確 これを読むと著者の学問の進めかたをずっと辿 当然のことながら著者の意志による整理は ……この病院の日記が先年東大医学部の 更に晩年の昭和四十 一ウイリス ウイリ

> なっているのである。 小使室の棚から偶然発見され、その写本を私は秘蔵している」と

博士が従来の説を訂正されて点もあるが、特にウイリスの東北戦争従軍時の医業については富士川博士の『日本医学史』の記載戦争従軍時の医業については富士川博士の『日本医学史』の記載戦争従軍記』と銘打って出版致そうと思ひます」と述べられているが、もしこの博士の御希望がかなえられるならば、斯学のたいるが、もしこの博士の御希望がかなえられるならば、斯学のために一層大きな貢献となろうことは疑いない。御遺族の方々や学会関係者に切にお願いしたい。

の博士を知る者にとっては楽しくほほえましい。せられている。ケネディ大統領に面会を申しこまれた話など生前ウイリス関係の論説、年表のほかに、幾つかの随筆や短歌も載

(日本医事新報社出版・非売品) (大塚恭男

# 松木明知著『北海道の医史』

文化年間、エトロフ島で番人をしていた中川五郎治がロシャへ文化年間、エトロフ島で番んをしていたの中川五郎治の種痘を中心に本したことは広く知られている。その中川五郎治の種痘を中心に本地致され、ロシャで牛痘種痘法を学び、日本で始めて種痘に成功なる。

こ二)までの五郎治の動静を説明している。 とれている小針屋佐助夫婦は実父母であり、「中川」姓になったのられている小針屋佐助夫婦は実父母であり、「中川」姓になったのは五郎治からであるが、改姓した理由は不明であるという。また松前藩、盛岡藩の五郎治関係文書数点と青森県下北郡大畑町の村松前藩、盛岡藩の五郎治関係文書数点と青森県下北郡大畑町の村松前藩、盛岡藩の五郎治関係文書数点と青森県下北郡大畑町の村松前藩、盛岡藩の五郎治の生家は「小針屋」姓で、養父母と伝えここ)までの五郎治の動静を説明している。

で牛痘と称して人痘を接種したのではないか、など興味深い記事接種した事、雄蔵の種痘が強すぎて全身に発痘するものが多いのは軽持ってきた事、新鮮な痘苗を採取製造するに如かず、と牛に田魁新報」明治四十一年所収)で、函館の白鳥雄蔵が函館より痘田魁新報」明治四十一年所収)で、函館の白鳥雄蔵が函館より痘田魁新報」明治四十一年所収)で、函館の白鳥雄蔵が函館より痘田魁新報」明治のもたらした種痘が本土に伝えられた経緯は、医史学上五郎治のもたらした種痘が本土に伝えられた経緯は、医史学上

家の墓を発見し、阿部龍夫氏の白鳥家系図の実証をしている。である。そして白鳥雄蔵についても、函館市の称名寺にある白鳥

の、次いで富士川本であるという。 り、次いで富士川本であるという。 り、次いで富士川本であるという。 り、次いで富士川本であるという。 り、次いで富士川本であるという。 り、次いで富士川本であるという。 り、次いで富士川本であるという。

を載せている。

北海道の事を述べるのに欠かせないアイヌについても、幕末から明治年間までの「アイヌ医療政策史」を考察し、明治三二年にら明治年間までの「アイヌ医療政策史」を考察し、明治三二年にら明治年間までの「アイヌ医療政策史」を考察し、明治三二年に

かれていて、この本自体が貴重な文献となり得るものである。が書かれているが、いずれも足で探した文献や資料を駆使して書が書かれているが、いずれも足で探した文献や資料を駆使して書かれているが、いずれも足で探した

(津軽書房刊)

(蔵方宏昌

大城功訳、R・H・シュライオック著『近代医学の発達――それ5版、三五〇〇円(原著 Richard Harrison Shryock: The Development of Modern Medicine. An Interpretation of the Social and Scientific Factors Involved, Alfred A, Knopf, New York, 1947)

引の問題、あとがき(訳者)、訳註、原注、事項索引、人名索変換期の社会の医業(一八八〇——九三〇)、アメリカの経験、

医史学研究所所長の地位にあった。 著者シュライオック (一八九三―一九七二) は歴史学が専門で、はじめアメリカ史を研究、第一次大戦中陸軍野戦衛生隊に入隊、日衆国陸軍医学校に学んだ。後、アメリカの各大学で歴史学、医史学を講義、一九四九年から一九五八年まで、シゲリストやウエ史学を講義、一九四九年から一九五八年まで、シゲリストやウエ史学を講義、一九四九年で、第一次大戦中陸軍野戦衛生隊に入隊、はじめアメリカ史を研究、第一次大戦中陸軍野戦衛生隊に入隊、

い見方は技術史の狭い見方に比べて、いっそう人間的であり、い がすべて描かれる」ことになる。さらに、「医学史のこのような広 病気および医業との関係など、そして予防医学と公衆衛生の問題 学、医学と医師に対する公衆の態度、医業者の性格、経済事情と ている」と述べている。それ故、「当時行なわれた哲学、 れら二大部面、すなわち、技術史とその社会的、文化的背景との と示し、日本版への序文に於て、著者は「本書では、医学史のこ まらないことである。副題に「その社会的、科学的要因の解釈 特徴は医学者評伝、発見発明史、医学知識や医学思想の歴史に 後に学んだ医学を駆使してなされた研究の集大成である。 即ち医学革命以後の歴史である。本書は著者の経歴が示す様に、 あいだの不断の相互作用に、解釈を加えようとする試みがなされ ○年代までのヨーロッパ・アメリカを中心とした医学史である。 般史学出身の医史学者がアカデミックな史学方法論を武器とし、 目次から分かる様に、一六〇〇年代から第二次大戦後の一 九五

。そう劇的である。技術史にあっては――悩める人間である―― ・そう劇的である。技術史にあっては――悩める人間である―― をとることになるのも大いにうなづける。 をとることになるのも大いにうなづける。 をとることになるのも大いにうなづける。

る。 れ 山極勝三郎の業績と共に、 ぎてから、主としてドイツの医学研究の強烈な衝撃によって目覚 そして、 めるまでは、近代医学の大中心地となることはなかった」と述べ、 についての一般知識はあった。 あった。この二つの国では、十七世紀このかた、 の目覚ましい医学上の業績は、この研究の後半で述べられてい 国についても注意が向けられているが、それはアメリカでヨーロ ている。著者はその理由として、日本版への序文で、「また合衆 パ流の科学と文明が行なわれていたためである」としている。 ているが、 日本の医学の歴史と合衆国の歴史との間に、 「およそ一八七五年を過ぎてからうちたてられた、日本 本書はアメリカの医学史の記述にかなりの頁をとっ お世辞以上のものではない。 相良知安、 志賀潔、 わずかではあるが日本医学について触 しかし両国とも、 高木兼寛、 野口英世、秦佐八郎、 ヨーロッパ医学 若干の類似点が 一八七五年を過

ライオックの姿をあざやかに浮彫りすると共に、彼の医史学上の本文に続き、十一頁にわたる訳者のあとがきがある。著者シュ

本書への傾倒が描かれている。また、医学史に関する オックと本書への傾倒が描かれている。また、医学史に関する 邦文参考書が示されている。次に医学関係の読者と一般読者のために、医学および文化史の両方面にわたる訳注に三十頁をさいており、十四頁の原注がある。最後に、大変細かい事項索引と人名索引が三十頁にわたって作製されている。この様に、解説、訳注、原注、索引が完備しているが、医史学研究者にとっては、凡別に見られる様に、「原注は説明的なものだけを残し、利用の困難な参考文献はすべて省略して、項目にして約七分の一に減らした」ということが残念であるが、本書の日本版の商業的制約からは致し方ないであろう。医史学の専門家は本書と共に原著(一九六九年に一九四七年版に基づく復刻版がニューヨークとロンドン六九年に一九四七年版に基づく復刻版がニューヨークとロンドン

現われない。 一応の紹介を終りとして、本書の一読から触発された論者の医史学への発言をさせていただこう。ヨーロッパやアメリカの大学では医史学の講座や研究所が多く見られるが、日本では、はっきの言って正規の講座は殆んどないと言える。学問研究が大学や研究所だけに限られるものでなく、限られたならば必ずその悪が現れるものであるが、正規の講座が出来ていけない筈がない。学問研究の核がない所に、アマチュアの育つ余地は少ないし、シュライオックの様な正規の歴史教育を受けた歴史家出身の医史学者もイオックの様な正規の歴史教育を受けた歴史家出身の医史学者も見いる。

世紀からの流れに於て、体液学説と固体学説が、抗争の中に衣医史学は役に立つかという議論がある。シュライオックは十七

科学史の分野では、日本科学史の研究者よりは西欧科学史の研究者の方が多い。しかし、医史学の分野では、私の見る所、西欧医学史研究者は非常に少ない。これは職業的な医史学者の存在が医学史研究者は非常に少ない。これは職業的な医史学者の存在が下されない現状から見れば、うなづけるが、残念なことである。日本の医学史の研究も此較医学史的研究法が必要であるし、江戸中期以後の歴史は西欧医学の移入、西欧流医学の実施であることを考えれば、西欧医学史の研究は絶対に必須である。医史学会での発表には、その努力や視点の欠けた研究発表が見られる。その点で、第74回日本医史学会総会でのロイエンダイク女史の「バロ点で、第74回日本医史学会総会でのロイエンダイク女史の「バロ点で、第74回日本医史学会総会でのロイエンダイク女史の「バロ点で、第74回日本医史学会総会でのロイエンダイク女史の「バロ会社の関係」の講演は新鮮であり、学ぶ所が多かった。シュライオッと表現」の講演は新鮮であり、学ぶ所が多かった。シュライオッと表現し、日本科学史の研究者よりは西欧科学史の研究者よりは西欧科学史の研究者よりは西欧科学史の研究者よりは西欧科学史の研究者よりは西欧科学史の研究者は一般では、日本の大学の大学の大学の大学の研究者があります。

のがアメリカ人であるが故に、アメリカの医学と医業の歴史、社会医学史を取扱ったことは正当であり、大切な点である。現在、会医学史を取扱ったことは正当であり、大切な点である。現在、音の説くアメリカやヨーロッパの社会医学の歴史に学ぶ所が多い筈である。西欧医学史の日本人研究者が少ない現状は日本医学史語である。西欧医学史の日本人研究者が少ない現状は日本医学史書の説くアメリカ人であるが故に、アメリカの医学と医業の歴史、社のがアメリカ人であるが故に、アメリカの医学と医業の歴史、社のがアメリカ人であるが故に、アメリカの医学と医業の歴史、社のがアメリカ人であるが故に、アメリカの医学と医業の歴史、社のがアメリカ人であるが故に、アメリカの医学と医薬の歴史、社のがアメリカ人であるが故に、アメリカの医学と医薬の歴史、社のがアメリカ人であるが故に、アメリカの医学と医薬の歴史、社のがアメリカの医学と医薬の歴史、社の

既に発表された本書に対する書評の中には、本書が医学の社会・
もある様に、偏った医学史にも問題がある。

・環境論や公書論が政治的、感情的でありすぎて、害になる場合・
の環境論や公書論が政治的、感情的でありすぎて、害になる場合・
の環境論や公書論が政治的、感情的でありすぎて、害になる場合・
の環境論や公書論が政治的、感情的でありすぎて、害になる場合・
の環境論や公書論が政治的、感情的でありすぎて、害になる場合・
の歴史(生物学史を含む)の素養の上に社会との関連を説いているの
である。それは本書の通読によって知らされる。しかし、医学研史である。それは本書に対する書評の中には、本書が医学の社会・
もある様に、偏った医学史にも問題がある。

たことをここに感謝する。ところで、訳者大城功氏も医学部出身者でないが、前訳書をふたことをここに感謝する。

(矢部一郎)

## 日本医史学会々則

第一条 本会は日本医史学会と称する。

第二条 本会は医史を研究しその普及をはかることを目的

なう。

第三条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行

一、年一回、総会を開く。

二、本会の機関誌として『日本医史学雑誌』を発

行し、これを会員にわかつ。

三、随時、地方会、例会を開き、研究発表、展観

などを行なう。

四、日本の医史学界を代表して内外関係学術団体

との連絡協力をはかる。

五、その他の事業。

第四条 本会の主旨に賛成しその目的達成に協力しようと

するものは、理事または評議員の紹介を経て会員

となることができる。

第五条 会員は会費として年額三〇〇〇円を前納する。入

会者は一〇〇〇円を納入する。ただし外国に居住

する会員は年額一五ドルとする。

会員は研究発表および本会の事業に参加すること

ができる。

者を評議員会の議をへて推せんする。賛助会員はできる。名誉会員は本会の事業に多大の貢献した本会に名誉会員と賛助(維持)会員をおくことが

とし評議員会の議をへて推せんする。

本会の趣旨に賛同し、

年額一万円以上を収める者

第六条 本会に次の役員をおく。

二、理事長は一名とし理事会で互選し本学会を代一、役員は理事長、会長、理事、監事、幹事とする。

表する。

三、会長は年一回の総会を主催し、その任期は総

会終了の日までとする。

行にあたる。
四、理事は若干名とし、理事長を補佐し会務の遂会長は理事会の推せんにより理事長が委嘱する。

により理事長が委嘱する。理事、監事は評議員の中より評議員会の推せん

五、本会の実務を処理するため、常任理事二名、

幹事若干名をおく。常任理事は理事より、幹事は

会員より理事長が任命する。

役員の任期は二年とし重任を妨げない。 た

だし会長を除く)

第七条 評議員は若干名とし、普通会員の中より理事会の 以上の役員は総会の承認を得るものとする。

推薦により総会で決める。

評議員会は本会の重要な事項を議決する。任期は

役員に準ずる。

第八条 本会の事務所は順天堂大学医学部医史学研究室内 (東京都文京区本郷二の一の一)に置く。

第九条 本会は理事長の承認により支部または地方会を設

けることができる。

会則の変更は総会の承諾を要する。

『日本医史学雑誌』 投稿規定

投稿資格 発行期日 年四回(一月、四月、七月、十月)末日とする。 原則として本会々員に限る。

原稿形式 題、 原稿は他雑誌に未発表のものに限る。 著者名のつぎに欧文表題、ローマ字著者名 和文の表

編集顧問

小川鼎三、A・W・ピーターソン

原稿は二百字または四百字詰原稿用紙に縦書き を記し、本文の終りに欧文抄録を添えること。

のとと。 行なう。 原稿の取捨選択、 また編集の都合により加除補正すると 掲載順序の決定は編集委員が

ともある。

著者負担 表題、著者名、本文(表、図版等を除く)で五 印刷ページ 徴収する。 負担とする。但し欧文原著においては三印刷ペ では無料とし、それを越えた分は実費を著者の ージまでを無料とする。 (四百字原稿用紙で大体十二枚)ま 図表の製版代は実費を

校 正 原著については初校を著者校正とし、二校以後 は編集部にて行なう。

原稿送り先 別刷希望者には五十部単位で実費にて作成する。 東京都文京区本郷二丁目一の一、順天堂大学

別

刷

編集委員 大鳥蘭三郎、大塚恭男、蔵方宏昌、酒井シヅ、樋口誠 太郎、室賀昭三、矢部 医学部医史学研究室内 一郎、矢数圭堂 日本医史学会

## 日 本 医史学会役員 氏 (五十音 順

常任理事 会 理 会計監事 事 宗田 石原 緒方 小川 富雄 鼎三

大鳥蘭三 郎

赤松

金芳

阿知波五

中沢

修

長門谷洋治

しているが、

例会通知を欲しい方は学会事

宛にその旨お知らせ下さい。

日に開催している。

例会通知は目

下、

出席 土曜

能を条件に入れて関東地方に限って発送

八月と総会の開催月を除いた月の第四

に加筆したもの

である。

関東地方の例会は

表はかつて関東地方の例会で発表したもの

桐

男、

樋口

誠太郎、

大塚

恭男の

各氏の 川鼎三、

発

誌に載せた原著のうち、

小

111

戸苅 大矢 今田 矢数 佐藤 近太郎 道明 美実 中野 緒方 内山 出图 宗田 杉 靖三郎 富雄 蒲原 正夫 孝道 敬節 宏

幹

谷津

恭男

井

3

17

杉

田

暉

道

津高関鈴田山根木 戸苅近 太郎 常孝 進三 担三 正雄 榊原悠紀田郎 中中中野西泉 筒 田井中 鈴木 宗田 杉 宜暉直民道 正弘 中中山川 光敞 邦敏 米重孝二胤一栄博則良沃造朗道郎 正太郎 俊 3

藤野 古川 恒三郎 行 操 啓 正 喜明 明 本間 服部

英郎

明知

道明

後

記

## 日本医史学会評議員氏名 (五十音 順

大矢 大塚 岩治 石青川木 全節 **荿**緒大内今島方塚山市 石原 四富恭郎雄男 孝一 正義 基雄 明 片小王桐川丸 今田 石田 大鳥蘭三郎 阿知波五郎 見信 憲吾 勇

て、 ただきたい。 真の鮮明度がいくぶん落ちるが、ご辛棒い より紙質を上質紙から中質紙に変えた。写 本年度から雑誌の刊行日を それをいくぶんでも押えるために先号 価高 騰の波が本誌にも押し 月、 寄せ 四 てき 月

> 昭和四十九年 四四 月 月二十五 日 日 発印

日本医史学雜 誌

発 編集者代表 第二十巻 大 代表 小 川 一号 蘭 郎

製作協力者 金 振 順天堂大学医学部医史学 東京都文京区本郷二一 替 原 東京 五二五〇 一五〇番 社会社 1

岩五 = 東京都文京区 医学文化保存会 東協 東京都板橋区 即 刷 有限 刷有限 南常盤台一二三 湯島二二二一 会 社一

るが、いま一息という状態である。 きるだけ近づけて発刊したいと努力してい 七月、十月末日と変え、

目

下

刊行日にで

刷

Ŧ

一者

192

Kaku Yamawaki山脇格Shigen Kagawa賀川子玄

## Acknowledgement

I shoud like to thank Prof. A. W. Peterson of Waseda University for his kind help in the preparation of this paper.

(6)

193

### Glossary

Todo Yoshimasu 吉益東洞 Genetsu Kagawa 賀川玄悦 鎮帯 Chintai Sanki 産椅 京都 Kvoto

"On Midwifery" (San-ron) 産論

"Todo Yoshimasu's Organon on Medicine" (I-dan) 医断

Sho 証

Shang-han lun

The Empess Jingu 神功皇后 Teikan Kanzawa 神沢貞幹 "Okinagusa" 翁草 Koho-ha 古方派 Chang Chung-ching 張仲景 傷寒論

Saijiro Matsubara 松原才治郎 Shusuke Yoshimasu 吉益周助

Go 基 Doan 洞庵 Kyoho 享保 Hiroshima 広島 Keizan Hori 堀景山 Yomota 四方田 Gentatsu Matsuoka 松岡玄達 Genko Hori 堀元厚 U-daiiin 右大臣 Kazan-in 花山院 Meiwa 明和

Anei 安永 Ikkancho 一貫町 Genitsu Tsuruta 鶴田元逸

Ichu Nakanishi 中西惟仲

Kansei 寛政

## Who was first to recommend prohibition of Chintai and Sanki, Yoshimasu or Kagawa?

"Todo Yoshimasu's Organon on Medicine" (I-dan) was originally edited by Genitsu Tsuruta, one of the pupils of Yoshimasu, 1747 without being published. Afser the earlier death of Tsuruta, Ichu Nakanishi, another pupil of Yoshimasu, revised the manuscript of Tsuruta adding two paragraphs and the complete manuscript was brought to the publisher in 1759. The passage in question is a part of the manuscript of Tsuruta. On the other hand, "On Midwifery" (San-ron) by Genetsu Kagawa was published 1766.

In the paragraph 178 of "Okinagusa" there is a description of the date 1790 (the 2nd year of Kansei) and "Okinagusa" was completed 1791. Therefore the paragraph 179 which is now in question was most probably written in 1790-1791. The confinement of Mrs. Yomota had occurred more than 40 years before the parapraph was written. Therefore it may have been in 1745-1750. As to Genetsu Kagawa wehave no available materials which indicate when Kagawa first prohibited Chintai and Sanki. "Okinagusa" offers us nothing about it. Kaku Yamawaki, one of the pupils of Kagawa, wrote in the appendix of "On Midwifery", that his teacher Shigen Kagawa (Shigen is another name of Kagawa), the most excellent obstetrician, had maintained hisrepuation as the best specialist in that discipline in Kyoto throughout those 30 years. From this description we can suggest that Kagawa started as an obsterician at the latest about 30 years before the publication. of "On Midwifery" (1766), namely, around 1736. But it is another question when he first prohibited Chintai and Sanki.

#### Conclusion

From the above discussions the following can be concluded: It is not clear who made the earlier pronouncement against *Chintai* and *Sanki*, Yoshimasu or Kagawa. Also unclear is whether each came to the idea independently, or the one was influenced by the other, or they were equally influenced by an unknown third person. But as regards the document in which their assertion was given, "Todo Yoshimasu's Organon on Medicine" (written 1747, published 1759) is prior to "On Midwifery"

195

prohibited her to lean on the chair in question, and instructed her to lie as usual only with a pillow a little bit elevated. In spite of the first birth of a relatively old woman, she did not experience any suffering and lived in good health up to more than 60 years of age. The child grew to adulthood and married. She is now over 40 years old. After this rumor had been spread in the city, it gradually increased those who sent their wives in pregnancy to Yoshimasu, and they were always satisfied. His treatment differed from those of other physicians in every respect. His methods were simple and effective. Therefore he soon became one of the most famous physicians of the Koho-ha school. Yoshimasu always said, "What I do differs from what other physicians do. So, people can hardly comprehend my methods and hesitate to send patients. After patients have been treated by several physicians without success, they come to me to ask for treatment. It is therefore usually very difficult to cure them. But it happens that one or two such severe cases are cured." I think, his success in curing such a patient is more admirable than the success of other physicians in curing several ordinary patients. Yoshimasu's knowledge in medicine and materia medica was profound. He deservely ranked as the highest authority in these fields after the death of Gentatsu Matsuoka and Genko Hori. The governmental authorities often asked him questions, to which he always answered explicitly. Later he became a court physician to the Minister (U-daijin) Kazan-in. He died in the period between Meiwa and Anei (In reality he died in the 2 nd year of the Anei period). His profession was succeeded to by his son who was also called Shusuke.

Now, I would like to mention another doctor named Genetsu Kagawa who lived in Ikkancho street in Kyoto. He belonged to another school, but he shared with Yoshimasu in the attitude against the above given two conventional obstetric precedures. He was a specialist in obstetrics and did not treat other diseases. When he worked with women in confinement, he tucked up his sleeves and the bottom of his Kimono the same as midwives. So, people called him the midwife-doctor.))

(3)

the final decision of the most proper treatment in each clinical case) of the given patient to make successful treatment. The maternity belt has never been used in China. It is said that the Empress Jingu used it. But it was an exceptional case. She was just at the front of the Japanese-Korean War when she was pregnant. She was therefore completely clothed in armor."

## An essay of Teikan Kanzawa refering to the activities of Yoshimasu and Kagawa

In the paragraph 179 of "Okinagusa" (Okinagusa is a plant's name, but it means also memoranda of an old man), a work of Teikan Kanzawa (1710-95), the author wrote an interesting story. This story has hitherto not attracted the attention of specialists in medical history. The story is as follows:

((Among the physicians belonging to the school of Koho-ha (literally the school of older formulas, in the reality, however, a group of medical reformists aiming at empirical or experimental medicine. asserting the "Return to Chang Chung-ching", the author of "Shanghan lun"), which I previously mentioned, Saijiro Matsubara and Shusuke Yoshimasu (Shusuke is another name of Yoshimasu) were my friends in playing the game of Go. Especially Yoshimasu was my intimate friend. He was earlier called by name Doan. At the end of the period Kyoho (1916-36) he came from Hiroshima to Kyoto, counting his countryman Keizan Hori, a scholar of confucianism, to make practice in medicine. Hori introduced Yoshimasu Mr. Yomota who was a neighbour of mine. Therefore I saw Yoshimasu very often. Mrs. Yomota suffered from severe nervousness and she had no child in her 18 years' married life. Yoshimasu treated her and after curing her nervousness he succeeded to bring her a child in her 35 th or 36 th year. Mrs. Yomota was going to take the maternity belt in the 5th month of pregnancy, but Yoshimasu did not allow her to use it saying that such a conventional custom was not useful but harmful. family did not understand him, but Mrs. Yomota, being convinced of the ability of Yoshimasu, followed him. On the expected date she gave birth to a child without any difficulties. Yoshimasu further

197

Todo Yoshimasu and Genetsu Kagawa, their attitude to two conventional obstetric procedures *Chintai* (use of the maternity belt) and *Sanki* (use of the special chair for women in confinement)

by

## Yasuo OTSUKA

#### Introduction

Todo Yoshimasu (1702-73) and Genetsu Kagawa (1700-77), two famous contemporary physicians, had many traits of character in common, namely; 1) they learned medicine not from famous physicians as was usually the case, but mostly by themselves, 2) their opinions on medical practice were full of originality, and 3) they practiced in Kyoto, attaining the greatest fame of that time.

It is well known that Genetsu Kagawa recommended restraining his patients from *Chintai* (using a maternity belt after the 5th month of pregnancy) and *Sanki* (keeping women in confinement in a fixed posture with a specially designed chair) in his work "On Midwifery" (San-ron). But it has soldom been mentioned that the same opinion was held also by Todo Yoshimasu.

In "Todo Yoshimasu's Organon on Medicine" (I-dan) Yoshimasu says, "Obstetric procedures are different according to the place. What is harmful should be avoided and only what is useful should be carried out. One should not adhere to any customs of the region that may be harmful to avoid possible complications. Women in confinement get easily tired, they want to sleep and lie comfortably. In Kyoto, however, they are not allowed to do so for several days after the birth. This is very bad. If patients suffer from eclampsia, most physicians used to treat them with formulas containing Ginseng radix and Astragali radix. What a foolish thing! We should first determine the Sho (the diagnostic measure of Chinese traditional medicine provided by the integration of patients' complaints and physicians' findings to serve for

(1)

## 血行障害に

●自社開発の新しい血行改善剤

- ●血管拡張作用
- ●脂質代謝改善作用
- ●プラスミン活性化作用

(包装〉錠(100mg) (コード番号:Y-MEXO) :100・1000・3000錠

- ◆(使用上の注意)等については現品説明書をご参照ください。●文献等ご要望の向きは吉富製薬学術部(大阪市東局区内)まで



製造=吉富製薬株式会社 販売=武田薬品工業株式会社

## NIHON ISHIGAKU ZASSHI

## Journal of the

Japan Society of Medical History

Vol. 20. No. 2

April. 1974

## CONTENTS

Articl	es	
Rem	arks on Newly Found Portraits o	f Two
Pr	ominent Physicians in the Keichô	Period
-	Seyakuin Zensô and Ichiôken Sôk	o·····Teizo OGAWA···(105)
On	he Demand of Hu-shi Keiken-Ik	un
(F	ufeland's Medical Book) in Ema	's
Sc	hool	··Kazuo KATAGIRI···(117)
Acce	ptance and Propagation of Wester	ern
Ge	netics in the Yedo Era	Ichiro YABE( 125 )
On t	he Treatment of Sick Prisoners a	as seen
in	the Ancient Japanese (Yôrô-ritst	uryo)
an	d the Chinese Laws (Tang-lii)	····Taku SHINMURA···(134)
Seise	etsu-Naika-Senyo, the first transla	ated
Bo	ok of Internal Medicine. (4)	·····Toshio OHTAKI···(142)
The	Medieval Japanese Medical Treat	tment
vie	ewed from the Picture-Scrolls (En	
		···Seitaro HIGUCHI···(151)
Todo	Yoshimasu and Genetsu Kagawa	a, their
At	titude to Two Conventional Obste	etric
Pr	ocedures Chintai (Use of the Mar	ternity
	It) and Sanki (Use of the Specia	
	Women in Confinement)	
Mater	als	(166)
Notes	from Monthly Meetings	( 174 )
Miscel	laneous	( 185 )

The Japan Society of Medical History

Department of Medical History

Juntendo University, School of Medicine

Hongo 2-1-1. Bunkyo-Ku, Tokyo